

## (参 考 資 料)

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）

「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）

「行政改革大綱」（平成12年12月 1 日閣議決定）

## 行政改革の重要方針

平成17年12月24日  
閣議決定

「小さくて効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図ることは、政府にとって喫緊かつ最重要課題の一つである。

このため、政府はこれまで「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定。以下「12年行革大綱」という。）及び「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定。以下「16年行革方針」という。）等に基づき、「官から民へ」、「国から地方へ」等の観点から行政改革を推進してきた。

今後、「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものとするためには、与党の議論を踏まえこれまで以上に事業の仕分け・見直しなどを行いつつ、行政のスリム化、効率化を一層徹底することが必要である。この観点から、以下のとおり、更に推進すべき行政改革の重要課題について、現段階で新たに政府として具体的な方針を策定するものを一括して取りまとめ、既往の行革方針等で示された事項と併せ、これらを更に推進し改革を続行する。

また、本重要方針で定める改革の今後における着実な実施のため、基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案（仮称）」を策定し、平成18年通常国会に提出する。

### 1 政策金融改革

経済財政諮問会議の「政策金融改革の基本方針」（平成17年11月29日経済財政諮問会議）及び政府・与党政策金融改革協議会における政府・与党合意「政策金融改革について」（平成17年11月29日）に基づき、以下のように、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行する。

#### （1）基本原則

ア 政策金融は3つの機能に限定し、それ以外は撤退

- ① 中小零細企業・個人の資金調達支援
- ② 国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融
- ③ 円借款（政策金融機能と援助機能を併せ持つ）

イ 「小さくて効率的な政府」実現に向け、政策金融を半減

- ① 貸出残高対GDP比半減を平成20年度中に実現する
- ② 新たな財政負担を行わない
- ③ 市場化テスト、評価・監視機関の設置により再編後も継続的な縮小努力を行う

④ 民営化する機関は完全民営化を目指す

ウ 民間金融機関も活用した危機（金融危機、国際通貨危機、大災害・テロ、疾病等）対応体制を整備

エ 効率的な政策金融機関経営を追求

- ① 部分保証、証券化、間接融資等を通じた民間金融機関の補完
- ② 政策金融機関のトップマネジメントへの天下りの速やかな廃止
- ③ 統合集約する新機関では、組織を簡素化し、事業運営を効率化

#### （2）政策金融の各機能の分類

現行政策金融の各機能を、（イ）政策金融から撤退するもの、（ロ）政策金融として必要であり残すもの、（ハ）当面必要だが将来的には撤退するもの、に分類する。

ア 日本政策投資銀行分野

大企業、中堅企業向け融資であり、国全体として資金不足であった高度成長期とは異なり、民間市場から貸付けのみならず、社債や株式等様々な形態で資金の取り入れが可能であり、政策金融として行う必要がなくなっているため、撤退する。（イ）

イ 商工組合中央金庫分野（イ）

- ① 預金、手形割引等民間金融機関と同様のフルバンキング機能であることから、撤退する。
- ② 所属団体向け組合金融であることから、本来参加者が相互扶助の精神に基づき、メンバーシップ制で行うものであり、政策金融である必要はない。

ウ 公営企業金融公庫分野（イ）

地方公共団体の共同債券発行機能であり、政策金融スキームで行う必要はなく、撤退する。

エ 中小企業金融公庫分野

- ① 一般貸付は量的補完であり、国全体として資金不足であった高度成長期とは異なり、資金余剰になっているので、中小企業といえども、量的補完は国が行う必要はなくなっており、撤退する。（イ）
- ② 特別貸付は、国の中小企業政策の中に明確に位置付けられ、政策誘導を目的とする範囲に限定して残す。（ロ）また、定期的に見直しを行い、必要性の低下した特別貸付からは、撤退する。（ハ）

オ 国民生活金融公庫分野

- ① 民間中小金融機関でも採算上供給困難な零細・中小企業への事業資金貸付（経営改善貸付、生活衛生資金貸付を含む）は残す。（ロ）
- ② 教育資金貸付は、低所得者層の小口の資金需要にかんがみ、所得制限を引き下げ縮減して残し（ロ）、民間金融機関や独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度で代替可能な部分については撤退する。（イ）

カ 農林漁業金融公庫分野

- ① 農業・林業・水産業向けの超長期低利融資機能は、資本市場が代替できない範囲に限って残す。（ロ）
- ② 食品産業向け金融は、大企業・中堅企業向けは撤退する。（イ）中小企業向けは、10年超貸付に限定して残す。（ロ）

キ 国際協力銀行分野

- ① 海外経済協力機能（円借款）は、民にはない政府開発援助（ODA）機能を重視し、他の政策金融と別の機能として残す。（ロ）
- ② 国際金融機能（貿易金融、投資金融、アンタイドローン）は、国策上必要な資源確保・国際競争力確保を除き（ロ）、撤退する。（イ）

ク 沖縄振興開発金融公庫分野

- ① 本土公庫等見合いの機能は、本土と同様の扱いとし、撤退又は残す。（イ）（ロ）
- ② 沖縄独自制度、特利制度は、歴史的・地理的特殊性にかんがみ、残す。（ロ）

(3) 新組織の在り方

以上の各機能の分類に基づく、最も効率的な新組織の形態等については、以下のとおりとする。

ア 政策金融から撤退する機能に係る組織

- ① 現行日本政策投資銀行
  - (ア) 新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能がそろっていることが望ましいこと等から、一体として完全民営化する。
  - (イ) 自立のために最低限の移行措置を講ずる。

② 現行商工組合中央金庫

- (ア) 所属団体中小企業向けのフルバンキング機能を行う機関として完全民営化する。
- (イ) 財務基盤整備等のため最低限の移行措置を講ずる。

(注) 日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の民営化に当たっての移行期間については、市場の動向を踏まえつつ、概ね5年から7年を目途とする。

③ 現行公営企業金融公庫

- (ア) 廃止し、資本市場等を活用した仕組みに移行する。
- (イ) 必要な財政基盤を確保する等廃止に向けた一定の移行措置を講ずる。

イ 政策金融として残す機能に係る組織

- ① 一つの政策金融機関に統合することを基本とし、以下の機関を統合する。
  - (ア) 国民生活金融公庫（教育貸付は縮減）
  - (イ) 中小企業金融公庫（一般貸付を除く）
  - (ウ) 農林漁業金融公庫（大企業向け等の食品産業貸付を除く）
  - (エ) 沖縄振興開発金融公庫（本土公庫見合いで廃止する貸付けを除く）
  - (オ) 国際協力銀行（貿易投資金融を除く）

- ② ただし、国際協力銀行については、国策たる戦略的援助政策の効果的実施のためには、経済・金融機能面の検討のみならず、以下の観点からの検討が必要であるため、内閣官房長官の下に開催することとした（平成17年12月16日）有識者からなる「海外経済協力に関する検討会」の検討結果と本重要方針を総合して、「行政改革推進法案（仮称）」に盛り込むよう、その統合の具体的内容を決定する。
  - (ア) ODAの戦略的活用、外国との競争をにらんだ対外経済戦略の効果的実施のための政策金融機能の在り方
  - (イ) 「顔の見えるODA」のための他の援助機関との関係整理
  - (ウ) 戦略的な援助政策を企画立案、実行するための政府内体制の在り方

- ③ 沖縄振興開発金融公庫については、現行「沖縄振興計画」（平成14年7月9日内閣総理大臣決定）の最終年次である平成23年度までは、公庫として残す。それ以降は、沖縄振興策と一体となって、自己完結的機能を残しつつ、統合する。

ウ 政策金融として残す機能を担う機関の組織形態、組織設計の方針等

- ① 特殊会社又は独立行政法人に準じた法人とする。
- ② 現機関のノウハウなどもいかしつつ、借り手側の視点に立った効率的な組織形態

となるよう努める。

- ③ 組織の具体的な設計に当たっては、経営責任の明確化、業務内容の情報の開示など説明責任の徹底により強固なガバナンスを確立するとともに、専門性の活用・強化のための仕組みについて検討を行う。その際、「中小零細、個人等の国内金融」と「国際金融」はおのずとその性格が違うことから、それぞれ政策金融としての明確な旗印を立てるとともに、専門の窓口設置、人材育成など専門性の活用・強化に取り組むこととする。
- ④ 民間金融機関も活用した危機対応体制の整備のため、具体的な制度の検討を行う。その際、危機発生時に政策金融機能を迅速に拡充し、民営化された会社を含め関係金融機関に対してセーフティネットの一時的拡充を行わせることができるよう、所要の手續・基準を設定するとともに、内閣総理大臣主導の政治的決断を迅速に実行する仕組みを整備すべく、所要の検討を行う。
- ⑤ 政策金融の実施に当たっては、部分保証、証券化、間接融資等の手法をできるだけ活用する。

#### (4) その他留意事項

ア 組織の再編や民営化等に当たっては、資産・負債の厳密な評価（デューデリ）を実施し、不要なものは売却又は国庫返納する。

イ 政策金融改革により、現に貸付等を受けている者及び発行債券の所有者に弊害が発生しないようにする。

ウ 当面政策金融に必要な機能についても、評価監視機関の設置等により、市場化テスト等を活用して将来的には見直し体制を整備する。

エ 独立行政法人及び公益法人等による政策金融機関類似の金融業務についても、本重要方針の趣旨を踏まえ、所管府省で見直しを行い、平成18年度中に行政改革担当大臣の下で取りまとめる。このうち、独立行政法人については、中期目標期間終了時の見直しの仕組みの中で、平成18年度に見直し期限の到来する法人に加え、平成19、20年度に期限の到来する法人についても、前倒しで見直す。

#### (5) 新組織移行への工程等

ア 政策金融改革推進本部（平成17年12月9日閣議決定。以下「本部」という。）において、政策金融改革を進める。

イ 本重要方針に沿って、詳細な制度設計に取り組み、「行政改革推進法案（仮称）」の成立後速やかに本部で成案を得るとともに、政策金融改革関連法案の国会提出時期についての結論を得る。成立した「行政改革推進法案（仮称）」及び詳細な制度設計に基づき、同関連法案の作成作業を開始する。

ウ 上記の過程で、必要に応じ経済財政諮問会議に報告を行う。

エ 本部に係る事務は、行政改革担当大臣の下で内閣官房が行う。

## 2 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し

### (1) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等

ア 平成17年度末に中期目標期間が終了する24法人について、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）に基づき厳しく見直し、「平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成17年11月14日政策評価・独立行政法人評価委員会）に沿った措置（概要は別表1のとおり）を講ずる。これにより、

① 24法人は20法人に整理・統合（平成17年度末までに中期目標期間が終了する法人は56法人あり、昨年はそのうち32法人について見直しを実施。昨年及び本年の見直しにより、56法人は42法人に整理・統合。）、

② 19法人の役職員の身分は非公務員化（昨年及び本年の見直しにより、51の特定独立行政法人中、44法人の役職員の身分が非公務員化。）

される。

これらの法人の新たな中期目標については、政策評価・独立行政法人評価委員会及び独立行政法人に関する有識者会議の指摘に沿って、目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定める。特に、業務運営の効率化については、厳格かつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すことにより、一層効率的な業務運営を目指す。

### イ 特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の見直し

特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の中期目標期間の終了時期が平成18年度以降初めて到来することとなる。これらの法人については、「官から民へ」の観点から事業・組織の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にまでさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図る。

ウ 平成18年度における見直し

平成18年度においては、当該年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人（9法人）に加え、平成19年度末に中期目標期間が終了する法人（31法人）についても、円滑かつ効果的な見直しを行う観点から、業務・組織全般の見直しの検討に着手し、相当数について結論を得る。

融資業務等を行う独立行政法人については、平成20年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成18年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得る。

これらの法人の見直しに当たっては、平成18年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめる。また、政策評価・独立行政法人評価委員会としての見直しの方針を取りまとめる。

## (2) 公営競技関係法人及び総合研究開発機構の事業・組織形態の見直し

ア 公営競技関係法人（日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会及び（財）日本船舶振興会）については、助成金交付事業の徹底した透明化、一層の効率化等による財政寄与の確保等の観点から、事業及び組織形態について別表2の措置を講ずる。

イ 総合研究開発機構については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）の方向に沿い、事業及び組織形態について別表3の措置を講ずる。

## (3) 特殊法人等整理合理化計画における措置に取組中の特殊会社

関西国際空港株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社については、それぞれその講ずべき措置が、特殊法人等整理合理化計画で決定されており、これまでの取組状況は、別表4のとおりである。各法人とも、取組を継続し、措置の早期完了を図る。なお、行政改革推進本部はその推進状況をフォローアップする。

## (4) 特別の法律により設立される民間法人の見直し

特別の法律により設立される民間法人については、国民負担の軽減、財政支出の削減、事務・事業の効率化等の観点から、その事業等について別表5の措置を講ずる。また、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）等に適合するよう引き続き指導監督を行う。

## 3 特別会計改革

### (1) 特別会計改革の方向性

特別会計は、特定の事業等の収支を区分し明確化させるとともに、当該事業の推進と政策目的の実現に貢献してきたが、その数が多数に上り国民による監視が不十分となって無駄な支出が行われやすい、固有の財源により不要不急の事業が行われている、多額の剰余金等が存在し財政資金の効率的な活用が図られていない、などの問題が指摘されている。

これらの問題を解決するため、以下により特別会計の改革を行う。

まず、特別会計の設置に係る要件を厳格化するとともに、特別会計見直しの方向性を示すなど改革の方針を「行政改革推進法案（仮称）」に明記し、今後5年を目途に改革を完了するものとする。

また、一般会計、特別会計を通じた一貫性を高めるとともに、平成19年を目途に「特別会計整理合理化法案（仮称）」を国会に提出し、以下（2）ウに掲げる個別の特別会計の改革を具体的に盛り込むとともに、特別会計法に定められた財政法の例外規定等を整理するものとする。

## (2) 特別会計改革の具体的方針

ア 以上のとおり行う特別会計全体についての改革は、以下のとおりとする。

① 「小さくて効率的な政府」の実現を特別会計改革においても目指す。特別会計については、資産・負債差額が約45兆円と言われており、積立金・剰余金についても多額に上っている。これらを精査して資産・負債や剰余金等のスリム化を徹底するなどし、今後5年間に合計約20兆円程度の財政健全化への貢献を目指すものとする。

② 一貫性・総覧性をもった形で国の財務状況を説明し十分な説明責任を果たすものとする。そのため、特別会計の歳入・歳出につき、所管別区分と主要経費別区分を行うとともに、予算の一貫性を確保するため、純計額ベースで表示した所管別や主要経費別の予算参考資料を法定資料としての予算参考書類に含めるなど、抜本的に見直すこととし、国の財務状況の透明化を図るものとする。

③ 「特別会計整理合理化法案（仮称）」により、特別会計法に定められた財政法の例外規定（借入金規定や剰余金の繰越し規定等）等を整理し、特別会計の会計情報については、その開示の内容及び要件を統一的に明示するとともに、企業会計の考え方に基づく資産・負債も開示するものとする。また、特別会計がみだりに設立されることにより弊害が生じかねないことから、その設立要件を厳格化するほか、既存の特別会計についても、5年ごとにその設置の要否を見直す条項を導入するものとする。

イ また、個別の特別会計の見直しの方針は、以下のとおりとする。

- ① 事業の必要性の減じた特別会計は廃止するものとする。
- ② 事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする。
- ③ 一般会計からの繰入れが多額に上るなど一般会計と区分経理する必要性の薄れたものについては特別会計を廃止し一般会計事業とするほか、事業の性質により独立行政法人化等を検討するものとする。
- ④ 事業類型が近似している特別会計で、特別会計としての区分経理の必要性の認められるものについては、行政改革の効果を確実に出すことを前提として、統合を行うものとする。

ウ 以上の方針を受け、各個別の特別会計については、以下のとおり見直しを行うものとする。なお、これらの改革の過程においては、透明性の確保に配慮しつつ民間関係者等の意見を聴く場を活用しながら、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図るとともに、市場化テストの積極的な活用を図るものとする。

- ① 道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計の五つの特別会計については、平成20年度までに統合し、無駄の排除を行うものとする。空港整備特別会計については、将来の独立行政法人化等について検討するものとする。  
道路特定財源については、「道路特定財源の見直しに関する基本方針」（平成17年12月9日政府・与党）に基づき、見直しを行うものとする。  
航空機燃料税については、特別会計の歳出・借入金の抑制の努力を講じつつ、引き続き空港整備に投入していくものとするが、その適否については常に点検を行い、将来的には、空港整備の進捗状況を踏まえ、原則として一般財源化を検討するものとする。
- ② 厚生保険特別会計及び国民年金特別会計については、平成19年度までに統合し、無駄の排除を行うものとする。また、年金事務費については、平成19年度より、受益と負担の関係の明確化等の観点から、その一部に保険料を充てる恒久措置を講ずるものとする。
- ③ 船員保険特別会計については、今後1年程度の間、制度見直しの詳細について検討した上で、平成22年度を目途に、船員保険事業のうち健康保険制度に相当する部

分は、社会保険庁改革に伴い発足する新たな公法人等に移管し、労災保険制度及び雇用保険制度に相当する部分は、労働保険特別会計のそれぞれの制度に統合するものとする。

- ④ 労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。
- ⑤ 農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計については、積立金管理の業務運営を透明化した上で、平成20年度までに、両特別会計の統合を含め再保険機能の取扱いにつき検討するものとする。
- ⑥ 地震再保険特別会計については、平成20年度までに、再保険機能の取扱いにつき検討するものとする。
- ⑦ 森林保険特別会計については、平成20年度までに、独立行政法人化を検討するものとする。
- ⑧ 貿易再保険特別会計については、先進国向け短期保険分野等への一層の民間参入の促進を図りつつ、民間でできるところから国は撤退すること等の制度改革につき、今後3年を目途に検討し、結論を得る。
- ⑨ 国有林野事業特別会計については、平成18年4月に予定する国有林野事業勘定と治山勘定との統合を進めることとし、その後、平成22年度に、借入金の処理等事業運営に必要な措置を講じつつ、企業特別会計としての特性及びこれまでの取組等を踏まえ、その業務の性質により一般会計への統合・独立行政法人化を検討するものとする。
- ⑩ 国営土地改良事業特別会計については、平成20年度までに、一般会計への統合を行うものとする。国営事業分と都道府県営事業分の区分については、国と地方との適切な役割分担の検討を行う中で、農政改革の進捗状況等を見極めつつ、平成18年度中に結論を得るものとする。
- ⑪ 食糧管理特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計については、平成19年度に統合し、無駄の排除を行うものとする。その後、業務の性質に応じ、一般会計への統合や独立行政法人化を検討するものとする。

- ⑫ 自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計については、平成20年度に統合し、無駄の排除を行うものとする。その後、業務の性質に応じ、一般会計への統合や独立行政法人化を検討するものとする。
- ⑬ 特許特別会計については、その予算特性、政策的見地にかんがみ、一層迅速かつ的確な審査を実現するため、特許審査の件数、そのためのコスト、先行技術文献の検索外注件数などにつき中期的な定量的目標を定めつつ、業務効率の向上及び民間委託の拡大を図る。
- ⑭ 国立高度専門医療センター特別会計については、借入金の処理等事業運営に必要な措置を講じつつ、平成22年度に、国立がんセンターなどを独立行政法人化し、同特別会計を廃止するものとする。
- ⑮ 登記特別会計については、今後の事業計画を踏まえ、真に必要な事業にスリム化し、登記所備付地図の整備の財源確保を前提に平成22年度末をもって一般会計への統合を行うものとする。
- ⑯ 特定国有財産整備特別会計については、今後の事業計画を踏まえ、真に必要な事業にスリム化し、平成22年度を目途に、一般会計への統合を行うものとする。
- ⑰ 電源開発促進対策特別会計及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計については、平成19年度までの立法化により統合し、無駄の排除や区分経理による透明化を行うものとする。
- 加えて、電源開発促進税が特別会計に直入される構造を見直し、電源開発促進税が原子力発電所の立地の促進等の電源開発に要する費用に充てるために課せられている税であることを踏まえつつ、石油石炭税のように一般会計から必要額を特別会計に繰り入れる仕組みとすることにより、原子力の立地・更新等が進展すること等により財政需要が生ずるまでの間、財政資金の効率的な活用を図るものとする。
- ⑱ 産業投資特別会計社会資本整備勘定については、無利子貸付事業が終了することを踏まえ、廃止するものとする。産業投資勘定については、真に必要な出資事業に限定の上、平成20年度までに、財政融資資金特別会計に移管するものとする。その後、民間での対応等を勘案の上で、一定期間経過後、産業投資勘定自体の在り方を、その存否も含め検討するものとする。
- ⑲ 財政融資資金特別会計については、将来的な財投規模のスリム化を確実なものにするため、財投債発行額を着実に減額するとともに、確実な償還見込みを立てるものとする。また、公営企業金融公庫の資本市場等を活用した仕組みへの移行の状況

を見極めながら、地方向け融資を段階的に縮小するものとする。

- ⑳ 国債整理基金特別会計については、業務運営の効率化と事務費の節減を強力に推進するものとする。また、国債業務の日本銀行への委託範囲については、今後検討し、平成19年度までに結論を得るものとする。
- ㉑ 外国為替資金特別会計については、人件費及び事務費について一層効率化に取り組むものとする。同特別会計が保有する積立金は、決算の不足が生じる場合に備えるものであるが、例年にわたり剰余金が発生している状況を踏まえ、今後とも当該剰余金の相当部分につき一般会計への繰入れを行うものとする。
- ㉒ 交付税及び譲与税配付金特別会計については、借入金償還スケジュールを早期に明確化するものとする。

#### 4 総人件費改革の実行計画等

##### (1) 総人件費改革の実行計画

公務員の総人件費について、定員の大幅な純減と給与制度改革の強力な推進により、大胆に削減する。その際、政府の規模の大胆な縮減に向けて、国家公務員（94.8万人、郵政公社職員を含む。）の総人件費について、対GDP比でみて今後10年間で概ね半減させるといったような長期的な目安も念頭におきながら改革を進めるとともに、地方公務員についてもこれを踏まえた削減努力を要請し、官のリストラ努力について国民の理解を得られるよう、あらゆる手段を駆使して改革を断行する。

このため、「総人件費改革基本指針」（平成17年11月14日経済財政諮問会議）に即し実行計画を定めることとし、業務の大胆かつ構造的な見直しを実現するための枠組み及び独立行政法人等について総人件費を削減する具体的な実行措置等を含め、今後5年間で実行すべき取組を定める。

これらを、平成18年度予算や地方財政計画から順次反映させることとする。

##### ア 公務員の定員の純減目標

###### ① 国家公務員の純減目標

政治的リーダーシップの下、今後5年間で、郵政公社職員を除く国家公務員（定員ベースで68.7万人）を5%以上、純減させる。

###### (7) 国の行政機関の定員

国の行政機関の定員（33.2万人）を今後5年間で5%以上純減させる。

このため、定員合理化計画（定員の10%以上削減）の実施に当たって、メリハリをつけつつ増員を厳しく限定し、これまでにない大幅な純減（1.5%以上の純

減)を確保するとともに、以下の重点事項を中心に、業務の大胆かつ構造的な見直しにより、透明性の確保に配慮しつつ民間関係者等の意見を聴く場を活用しながら、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図り、事務事業の削減(ワークアウト)を強力に進め、その結果を定員の削減(3.5%以上の純減)に反映させ、5%以上の純減を確保する。その際、実施に向けてさらに個別具体的な取組の検討を要するものについては、「行政減量・効率化有識者会議(仮称)」(行政改革推進本部独立行政法人有識者会議を平成18年1月に改組)の知見も活用しながら、遅くとも平成18年6月頃までに行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定する。この政府方針の実施に必要な制度や組織の改廃に関する法律上の措置については、できる限り早期に実施するとともに、今後5年間の純減の実施状況を踏まえ、行政機関の職員の定員に関する法律の定める定員の総数の最高限度を引き下げる。

(a) 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

- (i) 農林統計関係
- (ii) 食糧管理関係
- (iii) 北海道開発関係 等

(b) 地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直し

- (i) 地方支分部局等の行う業務全般について、「民間にできることは民間に」、「地方でできることは地方に」との観点から、事務・事業を国が直接行う必要性を見極め、抜本的な見直しを行う。
- (ii) 各省ごと、業務ごと、都道府県ごとに設置されている地方支分部局について事務の性質に応じて統廃合や合理化を進める。
- (iii) 地方向け補助金配分業務の整理や地方への権限委譲(特に地域振興関連業務)により業務を大胆に縮減する。
- (iv) 民間企業の申請受理・監督等に関する組織・業務を抜本的に見直し、必要に応じ都道府県等に委託する。
- (v) 公共事業関係の業務について、事業量の減少やコスト縮減に応じてスリム化する。
- (vi) 調査・統計関連業務の外部委託や合理化を行う。

(c) 包括的・抜本的な民間委託等

- (i) 市場化テストのモデル事業に着手しているハローワークの職業紹介・訓練等、社会保険庁の保険料収納・年金案内・相談等、行刑施設関連の業務
- (ii) 規制改革・民間開放推進会議で民間開放が検討されている登記事務、特許、自動車登録、施設管理・運営、雇用保険等の業務
- (iii) 給与計算等の内部事務・定型的業務
- (iv) 非公務員の活用を一層推進するとともに、市場化テストの本格実施を行

う。

(d) IT化による業務のスリム化

- (i) 電子政府・電子自治体を推進し、あわせて国・地方間の連絡調整について汎用性のあるシステムを構築するなどにより、国・地方を通じた業務の効率化を進める。
- (ii) 人事・給与等、共済、物品調達などの各業務については情報システムの統一化を進めるとともに、積極的に外部委託を図る。

(e) 非公務員型独立行政法人化等

- (i) 森林管理関係業務
- (ii) 国立高度専門医療センター
- (iii) 行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野 等

(f) 自衛官・特別の機関の職員

定員(25.2万人)を下回っている自衛官の人員についても、聖域を設けず、教育関係、給食関係、整備関係等の民間委託等を行うことにより、行政機関に準じて純減を行う。

また、国会、裁判所、会計検査院、人事院の職員の定員(3.2万人)についても、各機関の特質等にも留意しつつ、行政機関に準じた取組を行うよう求める。

(g) 独立行政法人の非公務員化

特定独立行政法人の公務員(7.1万人)について、独立行政法人を国家公務員の身分を有しない者が担う場合の問題点が明確でないものはすべて非公務員化する。

② 地方公務員の純減目標

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)で要請した4.6%以上の純減確保に向けた各地方団体の真摯な取組及び国による定員関係の基準の見直しにより、一層の純減の上積みが確保されるよう取り組む。

国・地方の取組を踏まえ、平成17年度中に公表することとなっている「集中改革プラン」に反映するよう要請する等、総務省は純減上積みの取組を促進する措置を講ずる。

(7) 国基準関連分野

国が定数に関する基準を幅広く定めている分野(国基準関連分野)の職員(教育・警察・消防・福祉関係の200.8万人)については、地方の努力に加えて国が基準を見直すことにより、これまでの実績(5年間で4.2%)を上回る純減を確保する。特に人員の多い教職員(給食調理員、用務員等を含む。)については、

児童・生徒の減少に伴う自然減を上回る純減を確保する。

(イ) 地方分野

上記(ア)以外の地方が主体的に定数を定める分野の職員(107.5万人)については、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図り、これまでの実績(5年間で5.4%)を上回る純減が確保されるよう、地方の努力を要請するとともに、国は、地方の定員増をもたらす新たな施策は原則として行わないこととし、真にやむを得ない場合は他の施策の見直しにより全体として増員とならないようにする。

(ウ) 上記(イ)の努力の一環として、公立大学の大学法人化、公営企業等の地方独立行政法人化(非公務員型)、民営化等を進める。

③ 純減目標達成のための制度の見直し等  
内閣官房を中心に以下の取組を行う。

(ア) 新規採用の抑制など人事管理上の対応を行う。その際、公的部門の長期的な雇用戦略や退職者に対するセーフティネットの整備にも配慮する。また、個別業務のスリム化に伴う配置転換の仕組み等を構築する。

(イ) 非公務員によって公共的職務を執行する仕組み(公証人など)や、民間における派遣職員の活用と同様に非公務員をより一層活用できる仕組みを幅広く検討し、導入する。

④ 目標の適切な見直し

国家公務員及び地方公務員の純減目標については、今後の市場化テストの本格導入、地方分権や市町村合併の進展、実際の取組状況等に応じて、適切な見直しを行う。

イ 給与制度改革等

① 国家公務員給与

横並び・年功序列の公務員給与制度を抜本的に改革し、職務分類によるきめ細かな官民比較と職階差の大幅な拡大により真に職務と職責に応じた給与体系に移行するとともに、官民比較方法を更に見直すことにより、民間準拠をより徹底し、メリハリの効いた人件費削減を図る。

以下の事項について、人事院において早急に必要な検討を行い、来年の人事院勧告から順次反映させるよう要請する。来年からの人事院勧告について、政府として速やかに取扱いを検討し、所要の措置を行う。また、政府としても厳しい財政状況

を踏まえ給与制度改革に向け全力で取り組む。

(ア) 本年の人事院勧告に基づく給与構造改革の実施

本年の人事院勧告に基づく給与構造改革を着実に推進し、地域の民間賃金の的確な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映拡大等を図る。また、評価の仕組みと処遇の在り方の見直しを進め、能力・実績主義の人事制度の整備を推進する。

(イ) 職務分類によるきめ細かな官民比較

横並びを廃して、必要な人材を確保できる仕組みに改めるため、一般行政職の職務について、例えば、法令に定められた行政サービスの実施など定型的業務を行う職務、政策の企画立案を行う職務等に区分し、各職務区分ごとに比較対象としてふさわしい民間従業者と官民比較を行うような方策を講ずる。

(ウ) 職階差の大幅な拡大

真に職務と職責に応じた給与体系に改め、年功的な昇給を極力抑制するため、給与等級を課長・課長補佐・係長・係員などの職階区分に明確に分類し、職階区分ごとの給与の上下限幅が大きく重ならないようにするとともに職階区分を昇格する場合の昇給幅を拡大する。

(イ) 比較対象事業所規模の見直し等

民間企業における雇用・組織形態の変化等を踏まえ、比較対象範囲を拡大する方向での比較対象事業規模の見直しや比較対象とする民間役職員の部下数(正社員)要件の見直しを行う。

② 地方公務員給与

地方公務員の給与について、以下の方向性により、地域の民間給与の水準を的確に反映したものになるよう、今回の国家公務員の給与構造改革に準じた改革を徹底し、人事委員会機能の強化に取り組むとともに、給与情報等の情報公開等により住民自治を原動力として不適切な手当等の是正を徹底する。

(ア) 給与構造改革の徹底

地方公務員の給与について、地域の民間給与の水準を的確に反映したものになるよう、上記①の(ア)の国家公務員の給与構造改革に準じた改革を徹底する。

(イ) 公民比較の見直し

地方公務員についても、上記①の(イ)、(ウ)及び(イ)に準じた見直しを求めるとともに、人事委員会機能の強化等により、地域の民間給与の実態がよりの確に反

映されるよう取り組む。

(ウ) 情報開示による適正化

総務省が示した地方団体ごとに比較可能な給与情報等公開システムを平成17年度中に構築し、住民自治を原動力として、不適切な手当等の是正を徹底し、給与の一層の適正化を進める。

(イ) 教職員の給与

義務教育教職員の人材確保の観点から給与の優位性を定めた学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（人材確保法）について、教職員を巡る雇用情勢の変化等を踏まえ、廃止を含めた見直しを行う。具体的には、教職員給与関係の法令を含め、教職員給与の在り方について検討を行い、平成18年度中に結論を得て、平成20年春に所要の制度改正を行う。

③ 一般職以外の公務員

自衛官、秘書官その他の特別職、国有林野事業職員等の現業職員など、国の行政部門の公務員のうち一般職の職員の給与に関する法律が適用されない公務員や、地方の特別職等についても、公務員給与の見直しに準じて給与の見直しを行う。

④ 国会・裁判所等の公務員

国会、裁判所等の公務員についても、行政部門の取組を踏まえ、適切に対処するよう求める。

ウ その他の公的部門の見直し

① 独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人

(ア) 主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人について、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを中期目標において示すこととする。

(イ) 各法人は、中期目標に従い、今後5年間で5%以上の人件費（注）の削減を行うことを基本とする（日本司法支援センター及び沖縄科学技術研究基盤整備機構を除く。）。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。

各法人の長は、これらの取組を含む中期計画をできる限り早期に策定し、主務大臣は、中期計画における削減目標の設定状況や事後評価等を通じた削減の進捗状況等を的確に把握するものとする。

（注）今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。

(ウ) 上記の(イ)の取組を踏まえ運営費交付金等を抑制する。

(イ) 各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。

② 特殊法人及び認可法人（注1）

(ア) 主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを要請する。

(イ) 各法人の人件費削減の取組は、主務大臣の要請を踏まえ、今後5年間で5%以上の人員の純減又は人件費（注2）の削減を行うことを基本とする。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。また、各法人の長は、これらの内容について人件費削減計画の策定に取り組むものとする。

(ウ) 主務大臣は、法人の予算の認可等に当たり、これらの取組が適切になされているかどうかを厳正に審査する。また、上記(イ)の取組を踏まえ、各法人に対する補助金等を抑制する。

(イ) 各法人及び主務大臣は、各法人の給与水準について、国家公務員との比較（ラスパイレス指数）の公表を行うとともに、内閣官房において取りまとめ公表する。

（注1）対象法人は、特殊法人等整理合理化計画の対象とされた法人から、同計画に沿って廃止、民営化等及び独立行政法人化のための措置が講じられた法人、共済組合類型の法人として整理された法人、日本放送協会、日本赤十字社並びに特殊会社を除き、放送大学学園及び銀行等保有株式取得機構を加えたもの（ただし、住宅金融公庫にあっては平成19年3月31日までの間は対象とする。）。

（注2）今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。

③ 公益法人等

主務大臣は、「国と特に密接な関係を持つ公益法人」（「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣

僚会議幹事会申合せ) ) に対して、同申合せにおける常勤の役員の報酬・退職金等に係る措置に準じて、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請する。

また、主務大臣は、「特別の法律により設立される民間法人」（臨時行政調査会最終答申（昭和58年3月14日）における「自立化の原則」にのっとって民間法人化した法人及び特殊法人等整理合理化計画に沿って民間法人化した法人をいう（士業団体、事業者団体中央会、株式会社及び農林中央金庫を除く。）。）に対して、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）における役員の報酬等に係る措置に準じて、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請する。

#### ④ 地方公社等

地方独立行政法人、地方公社や第三セクター等の人員や給与に関する情報を国民に分かりやすく開示させ、改革の取組を促す。

### エ フォローアップ

① 政府において総人件費について全体として捉え、総合的に調整できるよう仕組みを工夫するとともに、人員や給与に関する情報の国民への分かりやすい開示を徹底し、その根拠や決定過程の透明性を高める。

このため、内閣官房を中心に、総務省、財務省の協力を得て、総人件費改革の各所管府省等の取組についてフォローアップを行い、その結果を行政改革推進本部に報告するとともに、公表する。また、経済財政諮問会議は総人件費改革の実施状況をフォローアップする。

② 内閣官房、内閣府、総務省において、人件費抑制を始め行政改革に関する先進的な取組が全国に広がるよう、国・地方を通じた優良事例をオープンに議論しその効果を競い合う「行革コンペ」の実施等により競争的環境の醸成に向けて取り組む。

### (2) 公務員制度改革の推進

能力・実績主義の人事管理の徹底、再就職管理の適正化等の観点に立った公務員制度改革について、総人件費改革の推進状況等も踏まえつつ、関係者との率直な対話と調整を進め、できる限り早期に具体化を図る。

また、公務員の労働基本権や人事院制度、給与の在り方、能力主義や実績評価に基づく処遇、キャリアシステム等公務員の人事制度を含めた公務員制度についても、国民意識や給与制度改革の推進状況等も踏まえつつ、内閣官房を中心に幅広い観点から検討を行う。

当面、改革の着実な推進を図るため、次の事項についての取組を進める。

ア 公務部門の多様な職場等に定着し、人事管理の基盤的ツールとして活用可能なより実効ある新たな人事評価システムの構築に向け、職員の職務遂行能力、勤務実績をできる限り客観的に把握するための新たな人事評価の第1次試行を平成18年1月から開始する。試行結果の分析等を踏まえた必要な改善を行い、対象範囲を拡大して、平成18年度中に第2次試行を開始するなど、段階的な取組を進める。

イ 官民交流の推進について、各府省と民間企業双方の交流希望の人材・ポストに関する情報を活用しつつ、交流を促進するとともに、大学、研究機関等を含めた幅広い交流を図るため、制度面の見直しに取り組む。

また、各府省の幹部の1割を目途とした人事交流を行うなど府省間の人事交流を進める。

このほか、国家公務員採用I種試験について、幅広い視野と十分な専門性などをよりの確に検証等するために平成18年度から改善がなされることを受け、多様で有為な人材の確保に一層努める。

計画的な能力開発の促進に資するための方策については、引き続き検討を進める。

ウ 独立行政法人、特殊法人、認可法人及び国と特に密接な関係を持つ公益法人の役員への国家公務員出身者の選任・就任に関する累次の閣議決定等の遵守、早期退職慣行の是正の計画的な推進など、適切な退職管理に引き続き取り組む。

エ 職員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合に、留学費用を償還させる制度を創設するため、所要の法律案を平成18年通常国会に提出する。

### 5 政府資産・債務改革

政府資産・債務改革は、「小さくて効率的な政府」を実現し、政府債務の増大を圧縮するために、欠くことができない。今後とも、これまでの財政投融资改革による財政融資資金の貸付金残高の縮減を維持し、徹底的な歳出削減を図るとともに、売却可能な国有財産の売却促進を行うこと等により、政府の資産・債務規模の圧縮を行う。特に、特別会計改革及び政策金融改革と連動させ、国のバランスシート全体の位置付けの中で積極的に推進する。また、資産・債務の管理の在り方についても、民間の視点・技法をも積極的に活用しつつ、見直しを進める。国及び地方公共団体の資産・債務の管理等に必要な公会計の整備については、企業会計の考え方を活用した財務書類の作成基準等の必要な見直しを行うなど、一層の推進を図る。これにより、政府資産がスリム化され、国の財政に寄与するとともに、内在する金利変動等のリスクも軽減される。

政府資産・債務管理についての上記の考え方を踏まえ、今後の財政運営に当たっては、

ア 将来の国民負担を極力抑制すること

イ 金利変動など財政運営に関するリスクを適切に管理すること

ウ 債務残高を抑制すること

エ 剰余金・積立金については合理的な範囲にとどめること

を原則とすることを明示し、また、そのために必要な財務情報の開示を徹底する。

(1) 政府の資産・債務規模の縮減

ア 政府資産については、真に必要な部分のみを厳選して保有する。

イ 政府の資産規模の対名目GDP比を、今後10年間で概ね半減させるといったような長期的な目安を念頭におきながら資産のスリム化を進める。

(注) 一定の政策目的のために保有している外為資金・年金寄託金等及び売却困難な道路・河川等の公共用財産はスリム化の対象としないが、それぞれの政策目的に照らして、資産を合理的に管理する必要がある。

ウ 売却可能な国有財産について一層の売却促進に努める。

エ 明確な必要性がない剰余金・積立金については、国債残高の抑制等を図り国民負担の軽減につなげるために活用する。

(2) 資産・債務管理の課題

ア 時価に基づく売却収入及び機会費用を考慮し、国有財産の売却可能性を検討する。

イ 国有財産の証券化については、対象資産の種類とリスク分散の仕組みや国民負担軽減の観点から検討する。貸付金の証券化についても、幅広い観点からその適否を検討する。

ウ 国有財産の管理に当たっては、民間有識者・専門家の知見を十分に取り入れるなど所要の制度的枠組みを整える。

エ 国有財産の管理処分が一層効率的に行える法改正を平成18年通常国会において行う。

オ 民間有識者・専門家の知見を引き続き十分に取り入れながら、専門家集団としての一層の向上など公債の管理政策の一層の充実を図る。

(3) 早急に対応すべき課題

ア 国有財産の有効活用・民間活用の促進

既存庁舎等の使用について、省庁横断的な調整・監査をこれまで以上に強力に実施し、無駄な使用を解消する。一棟全体が不用となった庁舎等は、速やかに民間等に売却するとともに、一部に余剰が生じた庁舎等については、余剰部分を民間等に貸し付

けることができるようにする。

また、新たに庁舎等を取得する場合においては、保有と賃借のいずれが有利かを厳密に検証し、選択する。

イ 国有財産の売却の促進

物納財産等の未利用国有地については、積極的な売却努力をする。不整形地などの未利用国有地等について、整形化等を行い早期に売却できるよう、条件整備をする。また、未利用国有地の売却までの間、民間による暫定活用を推進する。

国有財産の高度利用・民間活用、売却促進を強力に推進するため、平成18年通常国会に国有財産法等の改正案を提出する。

(4) 国民への説明責任

財務省は改革の方向と具体的施策を明らかにするため、平成18年度内に、工程表を作成し、経済財政諮問会議に報告する。

(5) 地方における取組

地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組む。各地方公共団体の資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、改革の方向と具体的施策を明確にする。総務省は、各地方公共団体と協議しつつ、目標と工程表の作成などの改革を推進するよう要請する。

6 社会保険庁改革

(1) 基本的な考え方

社会保険庁改革については、内部統制の強化、業務の効率化、保険料収納率の向上、国民サービスの向上等を図る観点から、本年5月31日の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」最終取りまとめに即して、平成20年10月を目途に、現行の社会保険庁を廃止するとともに、公的年金と政管健保の運営を分離の上、それぞれ新たな組織を設置する等の解体的出直しを行い、所要の法律案を平成18年通常国会に提出する。

(2) 公的年金の運営主体について

ア 公的年金については、確実な保険料の収納と給付を確保するとともに、国民の意向を反映しつつ、適正かつ効率的で透明性のある事業運営を図るため、これまでの組織とは異なる機能・構造等を備えた新たな国の行政機関（厚生労働省の特別の機関）を設置する。

イ 具体的には、事業運営に関する重要事項の決定に際して議を経なければならない機

関として「年金運営会議」を設置するとともに、会計監査、業務監査及び個人情報管理監査を行う特別な監査体制を整備し、それぞれ複数の外部専門家を登用する。

ウ あわせて、保険料の強制徴収等の強化すべき業務への要員のシフトを図りつつ、市場化テストの拡大等による大幅な人員削減等を行うとともに、民間企業的な能力主義・実績主義に立った人事評価制度の導入、各都道府県に設置された社会保険事務局の廃止及び新たなブロック機関への集約等の地方組織の抜本改革を行う。また、社会保険オンラインシステムの見直し、年金被保険者・受給者カード等の導入の検討等、各般にわたるIT化の推進・サービス向上のための取組を進める。

#### (3) 政管健保の運営主体について

ア 政管健保については、国から切り離し、全国単位の公法人を設立した上で、都道府県単位の財政運営を基本とした事業運営を行う。

イ 公法人については、関係事業主、被保険者等の意見に基づく自主自律の運営を確保する等、保険者として責任を持った運営を確保する。

ウ 政管健保の「適用」及び「徴収」の事務については、事務の効率性、企業の負担軽減等の観点から、相互の独立性を確保しつつ、公的年金の運営主体において併せて実施する。

#### (4) 改革の継続的な推進

新組織の発足後も、上記の取組を通じた事業運営の効率性、保険料収納率、サービス改善等の状況を総合的に評価し、組織形態を含め全般を見直しながら、継続的に改革を進める。

#### (5) 年金福祉施設等について

年金福祉施設等については、5年後の廃止を前提とした独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において整理合理化を進めるとともに、年金福祉施設等の運営等が委託されている公益法人についても、廃止・統合等の抜本的な見直しを速やかに進める。

### 7 規制改革・民間開放の推進

規制改革・民間開放は、我が国の経済活性化や国民生活の安定・向上を図っていく上で極めて重要であり、民間有識者からなる規制改革・民間開放推進会議と全閣僚により構成される規制改革・民間開放推進本部との連携の下、官製市場や国民生活、産業活動に対する国の関与等に関する規制改革・民間開放を推進する。

#### (1) 「市場化テスト」の本格的導入

公共サービスの受け手となる国民の視点に立ち、公共サービスの質の維持向上・コストの削減・要否の仕分け等に資するよう、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005等を踏まえ、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案（仮称）」を平成18年通常国会に早期に提出する。

#### (2) 官業の民間開放の推進

「民間でできることは民間に」という原則を基本として、国が直接実施している事務・事業、独立行政法人、特殊法人、認可法人、公益法人（国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人等）が実施している事務・事業、地方公共団体の事務・事業について、民間委譲（民営化、譲渡）、民間への包括的業務委託又は民間参入に向けた環境整備を積極的に推進する。

#### (3) 主要分野の規制改革の推進

「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）に基づき、計画の実施状況の監視やフォローアップ、個別要望や新たな課題への対応など、検討を進める。

特に、規制改革・民間開放推進会議が「横断的重点検討分野」として掲げる、少子化への対応、生活・ビジネスインフラの競争促進、外国人の移入・在留、「個別重点検討分野」として掲げる医療、教育、農業・土地住宅分野について、同会議の第2次答申の具体的施策を踏まえ、規制改革・民間開放推進本部とも連携を図りつつ、速やかに必要な規制改革を推進する。

#### (4) 規制の評価・見直しの推進

ア RIA（規制影響分析）の導入を積極的に推進する。このため、各府省は引き続きRIAの試行を積極的に実施するとともに、総務省は平成18年度中に行政機関が行う政策の評価に関する法律の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるために必要な措置を講ずる。

イ 通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、規制改革・民間開放推進会議の第2次答申の具体的施策を踏まえ、必要な見直しを推進する。また、制度創設以来一定の年限が経過した規定に基づく規制について、平成18年度中に見直し基準を策定し、見直しを推進する。

### 8 政策評価の改善・充実

政策評価の改善・充実に資するため、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。平成17年12月16日改定。）等を踏まえ、以下のアからウを始めとする取組を積極的

に進める。

- ア 施政方針演説等で示された内閣の重要政策を踏まえ、各府省の政策の体系化を図り、それらに応じた政策評価の重点化・効率化を推進する。
- イ 政策評価の質の一層の向上を推進するため、政策体系の明示や達成目標の定量化、データ等の公表等に取り組むとともに、政策評価と予算・決算との連携強化を図る。
- ウ 政策評価の結果を国民に分かりやすく伝えるよう評価書等の改善を進めるなどにより、国民への説明責任を徹底する。

し、公表する。

## 9 公益法人制度改革

公益法人制度改革については、16年行革方針において具体化された「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、制度上の枠組みを設計し、法案を平成18年通常国会に提出する。また、その具体的内容を踏まえ、新制度施行までの間に、対応する税制上の措置を講ずる。

## 10 改革の推進

### (1) 「行政改革推進法案（仮称）」の策定

本重要方針で定める改革の今後における着実な実施のため、基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案（仮称）」を、行政改革担当大臣の下、内閣官房行政改革推進事務局において策定し、平成18年通常国会に提出する。

### (2) 推進体制の整備

全関係から構成される「推進本部」を設置し、経済財政諮問会議とも連携しつつ、上記の改革の着実な推進とフォローアップを行い、改革を加速する。

### (3) 「行政減量・効率化有識者会議（仮称）」の開催

4（1）ア①(7)のとおり、今後、国の行政機関が行っている事務事業の削減に関し、有識者の知見も活用しながら、行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定する。このため、「行政減量・効率化有識者会議（仮称）」を開催し、当該会議に関する事項については、行政改革推進本部長が決定する。

また、「行政減量・効率化有識者会議（仮称）」は、「独立行政法人に関する有識者会議」等の機能を引き継ぐ。

### (4) その他

本重要方針に掲げたもののほか、行政改革の推進に関し、12年行革大綱及び16年行革方針等既定方針に基づく諸改革の着実な実施を図る。

さらに、毎年度、本重要方針の実施状況に関するフォローアップを12年行革大綱及び16年行革方針に係るフォローアップと併せて行い、その結果を行政改革推進本部に報告

【別表1】

主務府省	法人名	政策評価・独立行政法人評価委員会の勧告の方向性の主な内容		
		組織形態	役職員の身分	事務及び事業
内閣府	駐留軍等労働者労務管理機構	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部管理部門のスリム化、支部組織のスリム化・統廃合</li> <li>組織・業務運営の見直しによる大幅な人員削減・コスト削減</li> </ul>
総務省	情報通信研究機構	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部の統合、地方拠点の見直し、管理部門の効率化等による総費用の縮減</li> <li>研究開発を「新世代ネットワーク技術」など3つの領域に重点化</li> </ul>
財務省	酒類総合研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間資金を導入することが適当な研究課題の民間機関との共同実施の推進</li> <li>鑑評会の業界団体との共催等による実施</li> </ul>
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊教育に関する研究をナショナルセンターとして求められる研究に重点化</li> <li>長期研修の廃止・転換、都道府県で定着した研修・講習会の廃止</li> </ul>
	国立国語研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>国語研究事業を基幹的調査研究と喫緊課題対応型調査研究に再編・整理</li> <li>日本語教育事業を国語研究の成果等を活用したものに再編・整理</li> </ul>
	国立美術館	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究事業をコレクションの形成、展覧会の実施等に関するものに特化</li> <li>研修事業の内容を高度で専門的な内容に特化・重点化</li> </ul>
	国立博物館 文化財研究所	統合	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>2法人の事務・事業の一体的実施</li> <li>地方への鑑賞機会の提供を地方巡回展から文化財貸与に重点化</li> </ul>
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究を「生活習慣病の予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」などに特化・重点化</li> <li>国民健康・栄養調査の集計業務の期間短縮化、経費節減</li> </ul>
農林水産省	農林水産消費技術センター	統合	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>3法人の事務・事業の一体的実施</li> <li>地方組織の事務・事業について、統合メリットの最大限発揮等の観点から早期に一体的運営</li> </ul>
	肥飼料検査所			
	農薬検査所			
	種苗管理センター	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>茶樹の原種生産・配布業務について、早期に民間又は地方に移行の上、廃止</li> <li>栽培試験業務の実施農場、種苗検査業務の実施農場の集約化</li> </ul>
	家畜改良センター	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>めん羊、山羊、うさぎの改良・増殖業務について、民間等に移行の上、廃止</li> </ul>
	林木育種センター	森林総合研究所と統合	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林総合研究所との事務・事業の一体的実施</li> <li>新品種開発等の対象樹種の重点化</li> </ul>
	水産大学校	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>専攻科の規模縮小</li> </ul>
経済産業省	経済産業研究所	—	— (注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の任務の明確化及び研究領域の重点化</li> <li>経済産業政策への反映状況に関する客観的評価の実施</li> </ul>
	工業所有権情報・研修館	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の任務・役割の明確化及び業務運営の合理化・効率化・適正化</li> </ul>
国土交通省	建築研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化</li> </ul>
	交通安全環境研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の任務・役割の明確化及び研究業務等の重点化・効率化</li> <li>リコール関係業務の充実・強化</li> </ul>
	海上技術安全研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化</li> </ul>
	電子航法研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化</li> </ul>
	航空大学校	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育業務・整備業務・運用業務・管理業務の見直し・効率化により、職員の削減も含めスリム化</li> </ul>
環境省	国立環境研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携の在り方も視野に入れた業務見直しを前提とする研究の選択と集中</li> </ul>

(注) 設立当初より特定独立行政法人以外の独立行政法人(非公務員型)

【別表2】

法人名（所管府省）	事業について講ずべき措置		
	組織形態について講ずべき措置		
日本中央競馬会 （農林水産省）	<p><b>【助成金交付事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事業の透明性向上のためにこれまで講じている外部有識者委員会による助成事業の選定・評価、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定の準用等に加え、助成事業の評価結果を全面的に公表する仕組みを導入する。</li> <li>○ 国の畜産関係補助金との役割分担を明確化する。</li> </ul> <p><b>【中央競馬関係事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争性のある契約のうち競馬の公正・中立性の確保上支障のない契約については、そのすべての契約を、平成22年までのできる限り早い時期に競争入札に移行させる。</li> <li>○ 子会社・関係会社の組織・事業の再編・統廃合を実施する。</li> <li>○ 入札結果・経営内容等の情報開示を一層進める。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外部監査を導入する。</li> </ul> <p><b>事業</b></p> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の組織形態（特殊法人）を継続する。</li> <li>○ 組織運営について、一層の効率化を図るため、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競馬の公正・中立性の確保上支障のない範囲において主務大臣の関与・規制の緩和。</li> <li>・ 内部組織として学識経験者等で構成される中立性を有する機関の設置。</li> <li>・ 当該機関による定量的な経営目標の設定及び業績評価の実施。</li> <li>・ 当該経営目標の公表及び当該業績評価の結果の公表。</li> <li>・ 経営不調時における役員解任規定の導入。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>組織</b></p>		<p><b>【交付金制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交付金納付猶予制度の利用の円滑化のための措置を講ずる。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外部監査を導入する。</li> </ul> <p><b>組織</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方共同法人とする。</li> </ul>
地方競馬全国協会 （農林水産省）	<p><b>【助成金交付事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内部組織として外部有識者から構成される委員会を設け、当該委員会が助成事業の選定及び評価を実施する仕組みを導入する。</li> <li>○ 助成事業の評価結果を全面的に公表する仕組みを導入する。</li> <li>○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用し、助成金の不正な使用の防止等の仕組みを導入する。</li> </ul> <p><b>【地方競馬関係事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方競馬の開催日程・番組編成の調整、競走の実施の受託事務、共同利用施設の整備等の地方競馬の事業の改善に資する事業を新たに実施する。</li> </ul> <p><b>事業</b></p>	(財) 日本船舶振興会 （国土交通省）	<p><b>【助成金交付事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業評価を実施し、当該評価結果の評議員会への報告を経て、その結果を助成事業に反映する仕組みを導入する。</li> <li>○ 助成事業のうち、モデル事業を選定し、当該事業については、上記事業評価に加え、専門の民間会社による評価を実施する。</li> <li>○ 助成事業の評価結果を全面的に公表する仕組みを導入する。</li> <li>○ 外部監査を強化する。</li> <li>○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用し、助成金の不正な使用の防止等の仕組みを導入する。</li> </ul> <p><b>事業</b></p> <p><b>【交付金制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競技施行者の経営状況及びその改善努力等を踏まえ、交付金制</li> </ul> <p><b>組織</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組織の効率化、企画力の向上等を図る観点から、両法人が実施している事業については、競輪事業及びオートレース事業の状況を踏まえつつ、指定を受けた一つの公益法人が承継することを基本とする。その際、両事業に係る経理を厳格に区分する。</li> <li>○ 競技施行者である地方自治体関係者を当該公益法人の評議員会等の構成員とすることにより、当該公益法人の運営に地方自治体が参画するものとする。</li> </ul>

【別表3】

	度の在り方について検討し、所要の法律案の国会提出時までに結論を得る。
組織	○ 現行の組織形態（財団法人）を継続する。なお、モーターボート競走法以外の国の規制については、公営競技関係法人を取り巻く状況等を踏まえ、適切に対応する。

法人名（所管府省）	事業について講ずべき措置	
	組織形態について講ずべき措置	
総合研究開発機構 （内閣府）	事業	○ 国・地域にとって中長期的に重要となる公益性・政策性の高い業際的・先駆的課題の研究に特化する。 ○ 内部組織として学識経験者等で構成される委員会を設け、研究計画の審査や研究成果の評価を実施し、評価等を公表する。
	組織	○ 財団法人とする（公益法人制度の抜本的改革を踏まえ、所要の見直しを行う。）。 ○ 国の出資金を無利子貸付金に振り替え、一定期間後、割賦償還させる。

【別表4】

法人名（所管府省）	取組状況等
関西国際空港株式会社 (国土交通省)	① 経営形態の在り方について、「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成14年12月17日閣議決定）において、単独で民営化を進めること等の結論を得た。 ② 関西国際空港株式会社において、経営改善計画を策定し、経営改善を進めるとともに、有利子債務の確実な償還を実施中。 ③ 平成16年度に、会社創立以来初めて経常収支が黒字となった。
日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 (総務省)	① 平成17年9月6日に、株式売却（約112万3千株）を実施。これにより、売却可能な政府保有株式の処分を終了。 ② 政府保有株式数規制の緩和又は撤廃については、情報通信審議会答申（平成14年2月13日）において、国の安全確保、ユニバーサルサービスの安定的な確保及び我が国の研究開発力の維持に関するすべての条件が満たされることが前提となる旨の結論を得た。 ③ 今後、上記条件の充足状況を検証し、できる限り早期に政府保有株式数規制について結論を得る。
北海道旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 (国土交通省)	① 各社とも中期経営計画を策定し、経営基盤の強化を図っている。 ② 平成16年度決算において、経常収支では、北海道は7期連続、四国は6期連続、九州は10期連続、貨物は4期連続のそれぞれ黒字を計上し、黒字基調が定着している。

【別表5】

法人名（所管府省）	講ずべき措置
<検査・検定関係法人>	
日本消防検定協会 (総務省)	○ 手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。 ○ 所管省は、消防用機械器具等に関する十分な知見や技術力を有する法人に積極的に働きかける等により、民間参入を促進する。
危険物保安技術協会 (総務省)	○ 手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。 ○ 所管省は、他の民間法人も市町村等から審査の委託を受けられる旨を周知し、民間参入を促進する。
日本電気計器検定所 (経済産業省)	○ 手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。 ○ 資本関係・人的関係など利害関係の影響を受ける範囲についてのガイドライン等を策定し当該範囲の明確化を図ることにより、適切な能力・ノウハウを持った民間の参入を促進する。
高圧ガス保安協会 (経済産業省)	○ 手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。 ○ 既存の運転設備の増・改築であって、保安管理上問題のないものについては、自主検査の対象範囲の拡充を図る。 ○ 所管省は、技術基準作成等の委託に際し、公募制の導入により、その委託単価の透明化を図る。
日本小型船舶検査機構 (国土交通省)	○ 手数料について、今後5年間で実質10%引き下げる。（安全性を考慮した小型船舶の定期的検査の期間延長措置（3年を4年に延長）及び手数料の見直しによる受検者の負担軽減）
軽自動車検査協会 (国土交通省)	○ 手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。
<災害防止関係団体>	
中央労働災害防止協会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 建設業労働災害防止協会 林業・木材製造業労働災害防止協会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 鉱業労働災害防止協会 (厚生労働省)	○ 効率化を進め補助に係る一般管理費を10%相当削減する等により、経常的経費に係る補助金及び委託費を、今後5年間で10%削減する。
<士業団体>	
日本公認会計士協会 (金融庁)	○ 登録手数料について、人件費、物件費等算定根拠を可能な限り具体的に示し、透明化・明確化を図る。
日本行政書士会連合会 (総務省)	
日本司法書士会連合会	

日本土地家屋調査士会連合会 (法務省)	
日本税理士会連合会 (財務省)	
全国社会保険労務士会連合会 (厚生労働省)	
日本弁理士会 (経済産業省)	
<年金・保険・共済関係法人>	
消防団員等公務災害補償等共済基金 (総務省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務の一層の効率化により事務費を今後5年間で概ね10%削減するとともに、掛金額を始め基金の経営状況等の公開を一層推進する。</li> <li>○ 公務災害防止事業について、外部評価を実施し、事業の効率的・効果的な実施を推進する。</li> </ul>
企業年金連合会 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代行部分の業務について、システム化、外部委託等の推進により一層の効率化を図り、支払件数1件当たりの補助金を今後5年間で10%削減する。</li> <li>○ 福祉施設について、平成18年度中に独立採算化を図り、達成できない場合は施設を売却する。</li> </ul>
石炭鉱業年金基金 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉施設を地元地方公共団体へ譲渡することについて、関係事業者、関係府省等と検討し、早急に結論を得る。</li> </ul>
漁船保険中央会 (農林水産省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下部団体について合併を促進し、漁船保険制度の安定的な運営を維持する。</li> </ul>
全国漁業共済組合連合会 (農林水産省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 掛金の料率改定等により速やかに単年度の収支均衡を図る。</li> <li>○ 下部団体について合併を促進し、漁業共済制度の円滑な運営を図る。</li> </ul>
<事業者団体>	
全国農業会議所 (農林水産省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村合併の動向を踏まえ、農業委員会の広域連携を推進し、農業委員会の事業等の効率化を推進する。</li> </ul>
全国農業協同組合中央会 (農林水産省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人が定めた「組合の組織、事業及び経営の基本方針」に基づき、系統組織の合併、経済事業の見直しを推進し、系統組織の事業等の効率化を推進する。</li> </ul>
日本商工会議所 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合併のマニュアルを作成するなど、商工会議所の合併を推進し、商工会議所の事業等の効率化を推進する。</li> </ul>
全国商工会連合会 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人が定めた商工会合併支援計画に基づき、商工会の合併を推進し、商工会の事業等の効率化を推進する。</li> </ul>
全国中小企業団体中央会 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率化を進め指定事業の経常的経費を10%削減する等により、経常的経費に係る補助金及び委託費を、今後5年間で10%削減する。</li> </ul>

<投資育成株式会社>	
東京中小企業投資育成株式会社 名古屋中小企業投資育成株式会社 大阪中小企業投資育成株式会社 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査基準、投資先選定過程を開示し、業務の透明化を一層推進する。</li> </ul>
<その他法人>	
自動車安全運転センター (警察庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 証明業務の手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。</li> <li>○ 一般・企業運転者に対する安全運転研修について、社会的ニーズや他の民間事業者における継続的実施の可能性を踏まえつつ、平成18年度中に改廃を含めた見直しを行う。</li> <li>○ 安全運転研修施設の管理等について、平成18年度中に一般競争入札を導入する。</li> </ul>
社会保険診療報酬支払基金 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ レセプト電算処理システムについては、今後、段階的にオンライン請求の導入を進め、5年後を目途にほぼすべてのレセプトについてオンライン処理を行えるようにする。</li> <li>○ レセプト電算処理システムの普及促進、他の審査支払機関との相互受託による競争促進、外部委託の促進による定員削減等組織のスリム化及び業務の効率化を推進することにより、引き続き、審査支払手数料の適正化を図る。</li> </ul>
中央職業能力開発協会 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技能検定制度について、新設の職種については、民間の指定試験機関において行うことを原則とする。既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。</li> <li>○ ビジネスキャリア制度については、専門知識・能力の体系化及び能力評価に特化し、厚生労働大臣の講座認定は廃止する。能力評価試験についても、類似の資格試験の状況を踏まえ整理合理化を図る。</li> <li>○ 総収入に占める補助金及び委託費の割合の50%程度への引下げに向け、今後5年間で、補助に係る一般管理費を10%相当削減する等により、経常的経費に係る補助金及び委託費を10%削減する。</li> </ul>
農林中央金庫 (農林水産省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 信用農業協同組合連合会との統合等により、系統組織の金融業務の効率化及び健全な運営を図る。</li> </ul>
日本勤労者住宅協会 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 継続事業の実施による借入金の返済に努め、今後3年以内を目途に法人を廃止する。</li> </ul>

## 今後の行政改革の方針

〔平成16年12月24日  
閣議決定〕

行政改革については、中央省庁等再編後の概ね5年間を集中改革期間として、国・地方を通ずる行政の組織・制度の在り方や行政と国民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築することを基本理念とする「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定。以下「12年行革大綱」という。）に基づき、特殊法人等改革、行政委託型公益法人等改革、政策評価制度の導入などを進め、成果を挙げてきたところである。

しかしながら、行政改革は、不断に取り組むべき課題であり、引き続き、構造改革の重要な柱の一つとして、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」等の観点から強力に推進していく必要がある。

このため、今後の行政改革の方針を決定し、行政改革の手綱を緩めることなく、更に積極的に推進することにより、簡素で効率的な政府を構築し、財政の立て直しに資するとともに、行財政運営の改善・透明化、国民生活の利便性の向上を図ることとする。

### 1 政府及び政府関係法人のスリム化等

#### (1) 国民の期待に応えるスリムで効率的な政府の実現

社会経済情勢の変化に対応したスリムで効率的な政府を実現するため、国の事務・事業の見直しを行い、必要性の低下した事務・事業については、積極的に廃止・縮小を進め、必要性はあるものの国が直接行う必要のない事務・事業については、民営化、民間委託、PFIの活用、独立行政法人への移管等を進めることにより、組織・業務の減量・効率化を図る。特に、地方支分部局等の事務・事業や、情報通信技術の活用により効率化が見込まれる事務・事業について、以下のア、イに取り組むことにより、集中的に減量・効率化を行う。

このような合理化の取組を通じて、平成17年度から平成21年度までの5年間に平成16年度末定員の10%以上を削減することを目指す。このため、平成17年夏に定員削減計画を改定する。これにより、府省内はもとより、府省を越えた定員の再配置を進め、治安、徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するなど、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現する。その際、府省を越える配置転換の一層の活用にも努める。

また、行政組織についても、総合性及び機動性の向上を図りつつ、簡素かつ効率的なものとする。

このような減量・効率化を具体的かつ計画的に進めるため、予算編成過程等を通じて、中期的事項を含め組織・業務の見直しの具体化を図り、これを減量・効率化に係る方針として取りまとめて公表するとともに、毎年改定を行う。

#### ア 地方支分部局等の事務・事業の抜本的見直し

地方支分部局等の事務・事業について、別紙1に掲げる取組をはじめとして、以下の考え方により抜本的な見直しを行う。なお、見直しに当たっては、三位一体の改革の取組や今後の道州制等の検討を踏まえる。

(ア) 地方支分部局等が行う必要性の低下した事務・事業は、廃止、民営化等を行うこととし、地方公共団体から要望がある場合については、地方公共団体への移譲を行う。

地域産業振興、業所管行政等については、地方分権や規制改革を進め、これにより業務の地方公共団体への移譲、廃止を行う。

(イ) 地方支分部局等が行う必要のある事務・事業であっても、政策の実施に係るものについては、民間委託、独立行政法人への移管等を積極的に進める。

(ウ) 地方支分部局等が行うその他の事務・事業についても、全面的な見直しを行い、情報通信技術の活用、民間委託等を進める。

#### イ 情報通信技術の活用

行政分野への情報通信技術の活用を図るとともに、これに伴う以下の業務改革に取り組むことにより、組織・業務の減量・効率化を行う。

(ア) 「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（以下「CIO連絡会議」という。）決定）に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務（人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務）については、同計画等に基づき、新システムへの移行及びそれに伴う業務改革を行い、実質的に4割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の3割以上の削減を行う。

(イ) 行政手続のオンライン化による組織・業務の減量・効率化の実をあげるため、法令に基づくすべての行政手続を抜本的に見直し、2割以上の行政手続について、削減、統合・ワンストップ化、添付書類の削減・廃止、申請・届出等の頻度軽減、処理期間の短縮等を行う。特に、年間申請件数10万件以上の手続については、後掲5(1)アに掲げる行動計画の策定を通じて、思い切った合理化を実施する

(ウ) いわゆる旧式（レガシー）システム等の業務・システムについては、後掲5(1)イにより、可能な限り早期に最適化を実施し、定員の大幅な削減を計画的に進める。

(エ) 上記の取組に加えて、人事・給与、共済、物品調達、物品管理等の業務については、後掲5(1)イに定める決裁等の業務処理の改革や手続の簡素化等を積極的に行うとともに、他の業務についても決裁階層を含む業務処理手順の簡素化、起案・決裁の電子化等の抜本的な業務改革を行う。

## (2) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等

独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日閣議決定)に基づき、中期目標期間の終了時において、法人組織の廃止・統合や民営化を含め、組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直す。また、特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合に生ずる問題点を具体的かつ明確に説明できない場合には特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を進める。

特に、平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人のうち32法人については、

### ① 独立行政法人消防研究所及び独立行政法人農業者大学の廃止

### ② 次に掲げる各法人の統合

- ・ 独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家及び独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター
- ・ 独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所
- ・ 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所
- ・ 独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センター
- ・ 独立行政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所
- ・ 独立行政法人海技大学校及び独立行政法人海員学校

### ③ 研究開発・教育関係法人の役職員の身分の非国家公務員化

をはじめとする組織・業務の見直し内容が決定されたところである。これらの法人については、決定された見直し内容に沿った措置を着実に実施するとともに、平成17年度末に中期目標期間が終了する法人のうち今後結論を得ることとなる24法人についても、本年の見直し結果を踏まえつつ、組織・業務全般の見直しについて、平成17年中に更に検討を進め、結論を得る。

なお、当該見直し後に策定される新たな中期目標については、当該見直し時における総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘に沿って、目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定める。特に、業務運営の効率化については、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とすることにより、一層質の高い効率的な業務運営を目指す。

また、運営費交付金については、透明性を向上させ、説明責任を確保する。

## (3) 特殊法人等改革の着実な実施等

特殊法人等については、改革対象となる163の法人について「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に沿って改革を進めており、これまで既に8割強(135法人)について廃止、民営化、独立行政法人化等の措置が講じられたところであるが、今後とも、組織形態について未措置の法人について、法改正等の所要の措置を講じる等引き続き「特殊法人等整理合理化計画」の具体化を進める。特殊法人等及び特殊法人等から移行した独立行政法人については、事業の廃止・縮小・重点化などを通じて財政支出の縮減を図る。

## (4) 行政代行人等の見直し

官民の役割分担、規制改革及び国の関与等の透明化・合理化の観点から、平成18年度末までに、以下の法人について、所要の見直しを行う。

### ア 特別の法律により設立される法人

(ア) 特別の法律により設立される民間法人については、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)において、初回の見直しを平成17年度末までに行うこととされており、この見直しの際に、当該法律の改廃を含め、厳格な見直しを行う。特に、検査・検定関係法人については、民業圧迫の観点や検査・検定料の適正性の観点から一層厳しく見直す。

(イ) その他の特別の法律により設立される法人(独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。)については、民間企業の類似業務と競合し民業を圧迫していないかどうか等の観点からその業務について見直す。

### イ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人

(ア) 法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施している法人(独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、上記アの法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定。以下「改革実施計画」という。)において事務・事業の改革の対象となった法人を除く。)については、法令等で定められた特定の事務・事業の内容や指定、認定、登録等の形態を精査、分類し、改革実施計画にならって、国の関与等の透明化・合理化のための基準を策定し、厳格な見直しを行う。

(イ) 今後、国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させざるを得ない場合には、改革実施計画を踏まえ、原則として、法律にその根拠を明示すること、指定制ではなく登録制とすること等とし、規制の新設審査の一環として厳しく審査する際の基準を策定する。

#### ウ 基金等を保有する法人

補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。）については、以下の基準を策定するとともに、個別法人ごとに精査し、事業の見直しを行う。

- ・基金事業の見直しの時期の設定に係る基準
- ・資金事業の目的達成度の客観的な判定、公表に係る基準
- ・基金の保有割合についての数値基準
- ・使用見込みのない資金の国への返納に係る基準

## 2 行政効率化の推進

ア 各府省は、納税者の視点に立って、各府省毎に作成した行政効率化推進計画（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議取りまとめ）に基づき、「行政コスト削減に関する取組方針」（平成11年4月27日閣議決定）の取組を引き継ぎ、以下の取組をはじめとする別紙2の関係府省に共通する主要な取組を実施するなど行政効率化を推進する。

#### （ア） 公用車の効率化

各府省の保有する公用車（運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車）について、職員運転手の雇用問題に留意しつつ、交換時期等を勘案し、平成15年度から平成25年度までの間に約600台削減する。

#### （イ） 公共調達の効率化

公共調達について、価格だけでなく技術や品質を含めた評価の下で、健全な競争を促進するなど入札・契約の一層の改革・適正化を進める。

#### （ウ） 公共事業のコスト縮減

公共事業のコスト構造改革に取り組み、平成15年度から5年間で15%の総合コスト縮減率の達成を目指す。

#### （エ） 電子政府関係の効率化

電子政府の構築に向けて、業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。

#### （オ） アウトソーシング

アウトソーシングについては、ガバナンスに留意しつつ、各府省共通業務、各府省固有事務・事業ともに積極的に推進する。

#### （カ） IP電話の導入

IP電話については、通信費の削減を図るため、すべての府省は、費用面・技術面での動向を踏まえつつ、順次導入を図る。

#### （キ） 統計調査の合理化

農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。また、ITを活用した効率的かつ高度な統計調査を実施するとともに、可能な分野については早急にアウトソーシングを進める。

#### （ク） 国民との定期的な連絡に関する効率化

税の申告、年金受給者の生存確認等、国民との定期的な連絡を伴う業務を行うに当たっては、インターネット等の活用により、利用者の利便性を常に念頭に置くとともに、業務の効率化を図るものとする。

#### （ケ） 出張旅費の効率化

外国出張の際は、原則、割引航空運賃を利用することとする。

#### （コ） 交際費等の効率化

部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認する。

イ 各府省は、毎年予算案決定後、行政効率化推進計画の取組実績を国民に分かりやすい形で公表し、フォローアップを行う。

ウ 各府省は、平成18年度までを行政効率化の重点期間とし、毎年概算要求までに、それぞれ、実務経験の豊富な民間有識者を含む「行政効率化推進会議（仮称）」を開催し、前年度までの行政効率化推進計画の実施状況、会計検査院の検査報告、総務省の行政評価・監視結果に基づく勧告等、財務省の予算執行調査などを踏まえ、次年度以降取り組むべき行政効率化策を議論し、行政効率化推進計画について所要の見直しを行う。

エ 各府省は、行政効率化関係省庁連絡会議に、各府省の「行政効率化推進会議（仮称）」の議論の結果や行政効率化推進計画の見直し等を報告し、同連絡会議を通じて全省的な行政効率化に結びつける。

なお、各府省の行政効率化推進計画の実施状況を踏まえ、必要な場合には、推進体制の更なる強化について検討する。

## 3 行財政の制度及び運営の改善・透明化

#### (1) 特別会計の見直し

特別会計については、「特別会計の見直しについて—基本的考え方と具体的方策—」（平成15年11月26日財政制度等審議会）及び「特別会計の見直しについて—フォローアップ—」（平成16年11月19日同審議会）で提起されている指摘や、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）に基づき関係府省により作成される改革案を踏まえつつ、引き続き歳出改革の推進を図ることとし、各特別会計の性格に応じて、以下の①から④をはじめとする検討や制度改革等を行う。また、国全体の財政資金の効率化の観点から、不用・剰余金を縮減するなど、歳出の効率化・合理化を推進し、一般会計からの繰入を抑制する。

その際、固有の財源の有無に関わらず、事業の評価や予算執行の状況も踏まえて、個々の事業内容に踏み込んだ見直しを行う。特に、各特別会計の設置目的との関連性が希薄化している事業や、国として直接事業を行う必要性が低下した事業については、その廃止・縮減・独立行政法人や民間への移管等を図る。また、各特別会計の区分経理の必要性、会計間、勘定間の繰入の合理性についても厳しく検証し、徹底した見直しを行う。なお、各特別会計における資金の流れや事務事業の内容につき、一覧性を高める形で、情報の開示を更に進める。

- ① 公共事業関係特別会計のうち、一般会計からの繰入を主要な財源とするものについて、一般会計と区分経理する必要性を検討する。
- ② 保険事業関係特別会計について、業務勘定で行われる福祉事業等の徹底した見直しを行うとともに、民間保険事業の状況を踏まえ、国として保険事業を行う必要性の存否を検討する。
- ③ 行政的事業関係特別会計について、各特別会計の性格に応じ、自収自弁を基本とし、一般会計からの繰入の抑制に努める。
- ④ 融資・資金関係特別会計について、出資・融資事業の廃止・縮減・移管等を含め、国として事業を行う必要性や特別会計相互の区分経理の必要性を検討する。

#### (2) 公会計の見直し

各府省の財務状況の開示を一層進めることにより、説明責任（アカウンタビリティ）の履行の向上及び行政効率化に資する財務情報の提供を図るため、各府省においては、一般会計、特別会計及び特殊法人等を連結した省庁別連結財務書類について、試行を経て、平成18年度から「年次報告書（仮称）」として公表する。

また、政策ごとに予算と決算とを結び付け、予算とその成果を評価できるような予算書、決算書の作成に向けて、平成18年度までに整備を進める。

#### (3) 行政立法手続の法制化

行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、行政立法について、共通の手続として国民一般からの意見提出手続等を法制化することとし、行政手続法検討会報告（平成16年12月17日）に沿ってそのための立案作業を進め、次期通常国会に提出する。

#### (4) 政策評価の充実

達成目標の明示、事後評価の徹底、学識経験者の知見の一層の活用などによる政策評価の質の向上を図りつつ、評価結果を各府省の予算要求等政策に反映させるとともに、政策群等の各府省にまたがる政策については府省横断的な検証に積極的に取り組むなど、政府全体としての政策評価の充実に努め、効果的・効率的な行政の推進を図る。

また、政策評価に関する情報の公表を徹底し、外部からの検証可能性を確保するなど、国民に対する説明責任の徹底を図る。

さらに、平成17年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「行政機関政策評価法」という。）の施行から3年を経過することから、政策評価・独立行政法人評価委員会等の議論を踏まえながら、同法の施行状況に検討を加え、その結果に基づいて、政策評価の改善・充実に必要な措置を講ずる。

### 4 規制改革の推進等

#### (1) 規制改革の推進

規制改革については、民間主体の「規制改革・民間開放推進会議」と閣僚で構成する「規制改革・民間開放推進本部」の緊密な連携の下、

- ・ 事前規制型行政から事後監視型行政への転換を図るべく推進する。また、規制の新設を必要最小限にするとの基本方針の下、規制の新設審査等を厳格に行う。
- ・ 国の事務事業について、官で行わなければならないかという視点に立って根底から検証し、市場化テストの導入も図りつつ、民間開放を強力に推進する。
- ・ 地方公共団体の業務の民間開放について、その阻害要因になっている国の法令等に基づく規制について、必要に応じ検討・見直しを行う。

#### ア 市場化テスト

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）等を踏まえ、市場化テスト（官民競争入札制度）を積極的に活用し、規制改革・民間開放を抜本的に推進する。

このため、平成17年度にモデル事業を実施し、本格的導入に向けて「市場化テスト法」（仮称）も含めた制度の整備を検討する。

#### イ 国の事務事業の民間開放

平成16年における取組を更に総合的に進め、国の事務事業の民間委譲（民営化、委譲）、業務委託（包括的、個別的）を推進する。また、その推進に当たり、民間開放される事務・事業の実施に必要な施設等の利活用の観点から、国有財産の行政財産としての利活用や普通財産としての賃貸、売却に関する国有財産管理制度について、国の機関等に周知徹底する。

## ウ 主要「官製市場」の改革等

「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）に基づき、計画の実施状況の監視やフォローアップ、個別要望や新たな課題への対応など、検討を進める。特に、規制改革・民間開放推進会議が重点検討事項として掲げている、医療や教育分野を中心とする14の検討項目について、規制改革・民間開放推進会議の第1次答申において示す具体的施策を踏まえ、規制改革・民間開放推進本部とも連携を図りつつ、速やかに必要な検討を進める。

## エ 規制影響分析

「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、平成16年度から各府省において試行的に実施されているRIA（規制影響分析）について、その積極的な実施を推進するとともに、評価手法が開発された時点で行政機関政策評価法の枠組みの下で早期に規制の事前評価の義務付けを図る。

### (2) 構造改革特区の推進

構造改革特区については、これまでに、教育、農業、医療分野での株式会社の参入等様々な規制改革を実現したところであるが、平成16年10月中旬から11月中旬までに受け付けた提案のうち、特区又は全国で実施するものを、平成17年2月を目途に構造改革特別区域推進本部において決定するとともに、「構造改革特別区域基本方針」（平成15年1月24日閣議決定）に基づき、引き続き、定期的に地方公共団体や民間事業者等から提案を募集し、寄せられた提案を実現するためにはどうすればいいかという方向で検討を行う。

また、構造改革特別区域計画については、これまでに全国各地、幅広い分野において認定を行ったが、今後とも、地方公共団体の作成した構造改革特別区域計画が構造改革特別区域基本方針に定められた事項を満たす場合には、その数を限定せず、認定する。

さらに、特区において講じられた規制の特例措置については、導入後概ね1年を経過した規制の特例措置につき、構造改革特別区域推進本部の下に設置された評価委員会において、全国展開に関する評価を行い、特段の問題の生じないと判断されたものについては、全国展開する決定を行っているが、今後とも、評価委員会で特段の問題の生じないと判断されたものは、速やかに全国展開を図る。

併せて、特区提案を実現できなかった案件についての構造的な要因等の問題点を明らかにした総点検結果を受けた取組等を行うこととする。

## 5 電子政府・電子自治体の推進

### (1) 電子政府の推進

電子政府の推進については、「電子政府構築計画」に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、以下の施策に重点的に取り組む。

## ア 国民の利便性・サービスの向上

### (ア) オンライン利用促進

(i) 各府省において、年間申請件数の多い（年間申請件数10万件以上）手続、企業が行う頻度の高い手続、オンライン利用に関する企業ニーズの高い手続等を「オンライン利用促進対象手続」として定め、各手続ごとに、費用対効果や利用促進の誘引策等も勘案しつつ、利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善、業務の効率化による実費の手数料への適切な反映や添付書類を含め手続そのものの簡素化・合理化の徹底、処理期間の短縮等の具体的な利用促進措置とその実施期限、利用率の目標等を定めた行動計画（アクション・プラン）を平成17年度末までのできる限り早期に策定し、公表する。

(ii) 国民等からのニーズの高い手続については、原則として24時間365日受け付けるノンストップサービス化とワンストップサービス化の推進を図る。

(iii) 年間申請件数の多い手続、企業等からのニーズの高い手続（登記関係手続、自動車保有関係手続等）で、オンライン化未実施のもの（一部未実施を含む。）については、できるだけ早期に全国的なオンラインサービスを実現する。また、企業コストの軽減や行政運営の効率化等を図る観点から、企業を対象とした手続は基本的にオンライン利用されるよう、関係団体等への周知、要請等を行う。

### (イ) 行政情報の提供の充実、利便性の向上

(i) 行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るため、「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方（指針）」（平成16年11月12日CIO連絡会議決定）に基づき、各府省において、提供する情報内容を充実するとともに、政府全体として統一性があり、分かりやすい情報提供等を推進する。

(ii) 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）等の施行後の状況等について検討を行い、平成17年3月を目途に結論を得た上で、速やかに必要な措置を講ずる。また、国民、企業等から反復継続的に開示請求が見込まれるものは、国民等の意見・要望等を踏まえ、事務負担軽減の観点から、電子化に伴う経費等をも勘案しつつ積極的に電子的提供を図る。

## イ 業務・システムの最適化（効率化・合理化）

(i) 各府省の業務・システム（77分野）の最適化計画を平成17年度末までのできる限

り早期に策定するとともに、当該計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、業務処理時間や経費の削減などの効果を上げる。

(ii) 人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務については、各府省における各業務・システムの最適化の実施に当たり、情報システムの統一化、起案・決裁をはじめとする業務処理の標準化・自動化、手続の簡素化等を図るとともに、職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る。また、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、システム構成、調達方法等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。

(iii) 業務・システムの最適化の取組は、一過性のものではなく、最新の技術動向等を踏まえ、PDCA（Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善））サイクルによる不断の改善が必要である。

このため、CIO連絡会議の下、総務省が中心となって、現在の最適化計画策定指針に加え、最適化実施に関する指針及び最適化実施の評価に関する指針を平成17年度中に策定する。各府省においては、これらの指針に沿って、最適化を実施するとともに最適化実施の評価を行う（府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては担当府省が中心となって行う。）。また、CIO連絡会議の下、総務省において、上記指針との整合性確保等の観点から、各府省が策定する最適化計画を確認し必要な調整を行うとともに、最適化の実施状況及び最適化実施の評価状況のモニタリングを行う。各制度官庁においては、最適化計画やその実施状況等を予算や組織・定員管理等に活用する。

(iv) 独立行政法人の運用する情報システムの最適化を実施するため、システムに要するコストの削減等業務運営の効率化を目的に、所管府省は、国の取組に準じて、主要業務・システムに係る監査の実施、刷新可能性調査の実施、最適化計画の策定と実施を中期目標に盛り込む等の措置を講ずる。

## (2) 電子自治体の推進

電子自治体の推進については、すべての地方公共団体において情報通信技術を利用した質の高い行政サービスを提供していくとともに、地方公共団体ごとのシステム開発に伴う重複投資の回避や円滑な相互接続・連携による効率的で質の高い電子自治体を構築していく観点から、総務省が中心となって、以下の施策に重点的に取り組む。

ア 地方公共団体が取り扱う手続のうち主要な申請・届出等手続についてのオンライン化を推進するために引き続き必要な支援を行う等、行政手続のオンライン化に係る地方公共団体の取組を一層促進する。

イ 電子自治体業務の標準化・共同化により、業務・システム全体を最適化する観点から、情報通信技術を活用した業務改革を推進するとともに、電子自治体業務の共同処理センターの運用を民間に委託する「共同アウトソーシング」を推進し、低廉なコストで高い水準の運用を実現する。各地方公共団体においては共同アウトソーシングの推進等による効率的な電子自治体の構築を推進する。

## (3) 電子政府・電子自治体の共通基盤の利活用の推進

ア 手続のオンライン化が必要となる国民の本人確認について、電子政府・電子自治体の共通の基盤である公的個人認証サービスの利活用を推進する。このため、各府省庁所管のオンライン手続において、できる限り早期に、公的個人認証サービスの利用を開始するとともに、地方公共団体に対しても必要な支援を行う等その取組を促進する。

イ 住民の利便性の向上を図るとともに、行政事務の効率化を推進するため、住民基本台帳ネットワークシステムの利活用を促進する。また、住民基本台帳カードについて、多目的利用の促進を図り、その普及に努める。

ウ 国の行政機関と地方公共団体との間のネットワークについては、原則として霞が関WAN・総合行政ネットワーク（LGWAN）を活用することとし、国・地方を通じた行政情報の共有化、業務の効率化を推進する。

## (4) 情報セキュリティ・個人情報保護対策の推進

ア 政府として統一的な「各府省庁の情報システム及びその運用に関する安全基準」を策定し、情報セキュリティに関する政府の基本方針を明確に示すこととし、各府省庁の情報セキュリティの水準の斉一的な引き上げを図ることによって、行政事務の円滑かつ適正な遂行に努める。

イ 電子政府の基盤法制である「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）について、適切かつ厳格な運用を行う。このため、各行政機関は、平成16年9月に総務省が策定した指針等を参考として保有個人情報の適切な管理に関する規程等を整備するなど必要な措置を講ずる。各独立行政法人等においても、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）について、同様に取り組む。総務省は、各行政機関等が講じた上記の措置の実施状況を含め各法律の施行状況について報告を求めること等により、各行政機関等における各法律の適正な運用の確保を図る。

## 6 公務員制度改革の推進等

## (1) 公務員制度改革の推進

### ア 基本方針

公務員制度改革については、これまで、「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）の趣旨を踏まえ、「今後の公務員制度改革の取組について」（平成16年6月9日与党申入れ）を受けて改革の具体化を進めてきたところであるが、制度設計の具体化と関係者間の調整を更に進め、改めて改革関連法案の提出を検討する。

一方、現行制度の枠内でも実施可能なものについては早期に実行に移し、改革の着実な推進を図る。

### イ 当面の取組方針

当面、現行制度の下において、退職管理、人材の確保・育成・登用等に関する改革を着実に進める観点から次の事項について重点的に取り組み、その結果は、法制化を含む検討に活用していくものとする。

#### (ア) 適切な退職管理

(i) 適切な退職管理を行うに当たっては、いわゆる早期退職慣行の是正が重要であり、引き続き、計画的に推進する。その推進に当たっては、能力主義の徹底による年次主義やピラミッド型人事構成の見直しを進めるとともに、必要なスタッフ職の整備・充実や大学・研究機関等を含め広く人事交流を進めるなどキャリアパスの多様化に資する方策を講ずるものとする。

(ii) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人への公務員の再就職については、これらの法人役員への国家公務員出身者の選任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、独立行政法人及び特殊法人については、引き続き選任手続を適切に行い、認可法人については、各府省は、離職後2年以内の所管法人への常勤役員の就任に際して、あらかじめ内閣官房長官に報告することとする。

併せて、国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者の就任については、公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、離職後2年以内の常勤役員への就任に際して、所管府省にあらかじめ報告するよう指導することとし、各府省は、所管法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。

#### (イ) 評価の試行

能力本位で適材適所の人事配置を推進するとともに効果的な人材育成を図るためには、職員が職務行動を通じて発揮した能力等をより的確に把握することが必要であり、現行制度の下における評価手法を改善し、より実効ある評価を通じた公務能力の一層の増進を図る。このため、公務部門の多様な職場、職種に対応した評価手

法を開発し、定着させていく観点から、平成17年度中に本府省を対象とした試行に着手し、その結果を踏まえた改善を行いつつ、段階的な取組を進めることとし、具体的内容の検討を早急に行う。

#### (ウ) 公務部門の人材の確保・人材の活性化

複雑かつ高度な行政ニーズに的確に対応するためには、多様で質の高い人材の確保・育成、人材の交流等に計画的かつ戦略的に取り組んでいくことが極めて重要である。このため、公務部門における多様で為な人材の確保、計画的な能力開発や人材交流の促進に資するための方策について平成17年度以降順次実行に移すことを目途に検討を進める。

### ウ 当面の改革の進め方

上記イ(ア)(i)、(イ)及び(ウ)については、内閣官房及び実際の人事管理に当たる各府省との連携の下、人事院の協力を得つつ、総務省が中心となって検討、調整を行い、推進する。上記イ(ア)(ii)については、内閣官房が中心となって検討、調整を行い、推進する。

また、現行制度下における改革の推進を図る観点から実施体制を整備する。

#### (2) 地域における国家公務員給与の在り方の見直し

地域における国家公務員給与の在り方については、地域における官民の給与較差を踏まえ、人事院において、具体的措置の取りまとめを行うこととしており、政府としては、その内容を踏まえ、速やかに検討を行い、その取扱方針を決定する。

## 7 公益法人制度の抜本的改革

現行の公益法人（民法第34条に基づく社団及び財団をいう。以下同じ。）の制度の抜本的改革については、行政の在り方を見直す観点からも重要であることにかんがみ、現行の主務官庁による設立許可制度を廃止し、21世紀の我が国の社会経済にふさわしい透明性の高い新たな仕組みの構築を目指すなど、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき、改革を着実に実施していくものとする。

このため、一般的な非営利法人制度、公益性を有する非営利法人を判断する仕組み、現行公益法人の新たな制度への移行等について、その基本的枠組みを別紙3のとおり具体化し、これに基づき、更に具体的な検討を進めることとし、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することを目指す。

## 8 地方分権の推進

### (1) 市町村合併の推進

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中であって、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、以下のとおり、引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。

ア 現行の「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号。以下「現行合併特例法」という。）においては、平成17年3月末までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月末までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用することとする経過措置規定が設けられており、この経過措置規定の適用期限内にできる限り市町村合併を進めるよう強力で推進する。

イ 現行合併特例法が失効する平成17年4月以降においては、先般制定された「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号）に基づき市町村合併を進めることとなる。この法律においては、総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県が市町村合併の推進に関する構想を策定し、当該構想に基づいて、合併協議会の設置の勧告、あっせん・調停、合併協議推進勧告等の措置を講じることができることとされており、このような措置を有効に活用することとし、引き続き市町村合併を強力で推進する。

## (2) 地方行革の推進

ア 地方公共団体の行政改革については、これまでも平成9年の「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」（以下「平成9年地方行革推進指針」という。）等に基づき地方公共団体に積極的な推進を要請し、各地方公共団体において真摯に取り組が行われてきているところであるが、社会経済情勢の変化を踏まえ更に積極的な取組を促進するため、以下の事項をはじめとする行政改革推進のための新たな指針を平成16年度末までに策定する。

### (ア) 地方公務員全般にわたる定員管理及び給与の適正化の一層の推進等

地方公務員の定員管理については、平成9年地方行革推進指針に基づき、各地方公共団体において数値目標を定めた行政改革大綱を策定するなどの取組が行われてきているところであるが、社会経済情勢等を踏まえ、更なる定員管理の適正化をより強力で進めるとともに、定員適正化計画の策定・見直しを推進する。

地方公務員の給与については、なお一部に見られる不適正な給与制度・運用について、業務の性格や内容を踏まえ、その適正化を強力で推進する。特に特殊勤務手当等の諸手当について各地方公共団体自らが総点検を行うとともに、昇格・昇給の適切な運用について、重点的な取組を行うよう要請する。また、地域の民間給与の状況をよりの確に反映し決定できるよう、人事委員会機能の強化をはじめとして、

地方公務員の給与の在り方の見直しに向けた取組を推進する。

さらに、地方公務員の定員・給与等の状況の公表内容の充実を図り、議会や住民への情報公開を徹底する。

### (イ) 民間活力を最大限活用した民間委託等の推進

民間委託等の推進の観点から、事務事業全般にわたり改めて点検を行うよう要請するとともに、団体区分ごとの委託実施団体の比率、民間委託等の代表的事例や効果等を各団体で比較検討できるよう広く情報提供を行い、積極的かつ計画的な民間委託等の推進を図る。併せて、PFI事業の適切な活用を図るよう要請する。

### (ウ) 指定管理者制度の積極的活用

現行の管理委託制度により出資法人等へ管理委託している公の施設について、平成18年9月の指定管理者制度への移行期限までに、施設の廃止を含め管理の在り方について総合的に点検するよう要請する。現在直営で管理している公の施設についても、同様に、施設の廃止を含め管理の在り方について総合的に点検するよう要請する。

### (エ) 第三セクターの抜本的な見直し

第三セクターについては、地方公共団体に対し、第三セクターの経営改善の一層の推進のため、以下の取組を行うよう要請する。

(i) 監査体制及び点検評価の充実・強化、積極的かつ分かりやすい情報公開を行うとともに、統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた既存法人の見直しを一層積極的に行うこと

(ii) 特に、指定管理者制度の創設を踏まえ、第三セクターに公の施設の管理を委託している地方公共団体にあつては、第三セクター以外の民間事業者の活用について積極的に検討を行うこと

### (オ) 地方公営企業の経営健全化等の推進

地方公営企業や地方公社について、民間との適切な役割分担を踏まえた業務の在り方の見直しや民間的経営手法の積極的な導入等により、経営健全化等を一層推進する。

### (カ) 電子自治体の推進

総合行政ネットワーク（LGWAN）、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービスなどの基盤を活用し、セキュリティの確保にも十分留意しながら、電子自治体を推進することにより、住民サービスの向上を図るとともに、地方公共団

体の業務改革を促進する。

(キ) 行政評価制度の効果的・積極的な活用

地方公共団体の政策・施策・事務事業について、行政評価を効果的・積極的に活用し、戦略策定－実施方針決定－実施－評価－見直しといったサイクルを確立・活用することによって、その目的、手段、投入した経営資源等の必要性、有効性、妥当性等を検証し、地方公共団体の効率的・効果的な行政組織運営を図る。

(ク) 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体が住民等への説明責任を果たし、議会や住民等の監視の下に、地方公共団体における公正の確保と透明性の向上を図る必要がある。このため、情報公開条例や行政手続条例の制定やパブリックコメント手続制度についても引き続き積極的に活用するよう要請する。

イ 地方公務員の人事制度については、地方分権の進展、住民の行政に対するニーズの高度化・複雑化等に対応して、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、より客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体における改革を推進する。

ウ 地方公務員の定員・給与等の状況をはじめとする人事行政運営の状況、民間委託等の実施状況等の取組状況、バランスシート、行政コスト計算書等の財務状況などについて、住民等に対し他の団体と比較可能な形での公表など住民等にわかりやすい形での公表を一層推進するよう地方公共団体に要請するとともに、地方公共団体の行政改革に関する取組状況を平成17年度から順次公表し、優良事例についても幅広く周知を図る。

また、地方公共団体の効率的な運営を促進し、客観的な指標により経営努力に応える地方交付税の算定を実施する。

なお、地方公共団体の行政改革を阻害する要因となる国の制度・施策については、不断の見直しを行うものとする。

9 その他

中央省庁等改革について、行政改革会議最終報告や「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号）の趣旨に沿った組織・制度の運営が行われているか、今後の与党における中央省庁等改革の実施状況に係る議論を踏まえた点検を行う。

また、本方針に掲げたもののほか、行政改革の推進に関し、12年行革大綱等既定方針に基づく諸改革の着実な実施を図る。

さらに、毎年度、本方針の実施状況に関するフォローアップを12年行革大綱に係るフォローアップと併せて行い、その結果を行政改革推進本部に報告し、公表する。

別紙1

地方支分部局等の事務・事業の抜本的見直し

<内閣府>

- 沖縄総合事務局の農林統計事務については、農林水産省における農林統計事務全体の見直しに合わせた見直しを行う。  
また、食糧事務については、旧那覇食糧事務所相当部分について、農林水産省における食糧事務所全体の合理化と同程度の割合の合理化を目指す。  
その他の事務・事業についても、関係各省における検討状況を踏まえた見直しを行う。

<警察庁>

- 都道府県情報通信部において、実施可能な民間委託の取組を検討するとともに、内部管理業務の効率化等を進める。

<防衛庁>

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を適切に実施し、米軍及び自衛隊の行動を円滑に実施するため、地方公共団体とのより緊密な連絡調整を行うこととする。  
このため、在日米軍の兵力構成の見直しに伴う所要の防衛施設事務所・出張所の整理統合等の減量・効率化なども図りつつ、防衛施設局、自衛隊地方連絡部等の地方組織について、必要な見直しを行う。

<総務省>

- 総合通信局の出張所については、総合通信局本局への集約に伴う支障等の対策を講じた上で順次廃止する。
- 情報通信技術や民間能力の活用を推進することにより、地方支分部局における事務・事業の減量・効率化を図る。

<法務省>

- 法務局・地方方法務局の支局・出張所の統廃合の推進による定員の合理化を進めるとともに、登記申請のオンライン化及び登記情報システムの最適化等の情報通信技術の活用を早急に推進し、合理的な定員配置を目指す。
- 行刑施設について、その機能が効果的・効率的に発揮されるよう、内部管理業務の見直し、情報通信技術の活用等を進め、業務の効率化及び合理的な定員配置等を図る。
- 入国管理官署について、警察との連携の強化、情報通信技術の活用、出張所の再編、内部管理業務の見直し等を進め、業務の効率化及び合理的な定員配置等を図る。
- 治安など真に必要な部門に適切に定員を配置するため、定員の再配置を進め、メリハリのある定員配置を実現する。

#### <財務省>

- 税関については、平成17年度末までのできる限り早期にNACCS（通関情報処理システム）等の最適化計画を策定し、業務の効率化を推進する。
- 国税局・税務署については、e-Tax（国税電子申告・納税システム）普及促進を図ること等、情報通信技術の活用による業務の効率化を引き続き推進する。

#### <厚生労働省>

- 労働基準監督署及び公共職業安定所については、経済社会情勢の変化等を踏まえ、引き続き必要な見直しを行い、統廃合を図る。  
また、職業紹介関係事業の在り方を検討するとともに、民間で行うことがより効率的・効果的な分野については、民間開放を進める。
- 国民年金保険料の納付率向上を図るため、市町村など自治体、国税庁など関係省庁、各種団体等との連携の強化、インターネットの活用など、納付環境の整備を進める。
- 情報通信技術の活用により、社会保険の申請・届出や年金相談をはじめ、社会保険事務所の減量・効率化を進める。
- 社会保険庁の組織の在り方については、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」において、独立行政法人化等公法人化すべきではないか、民間に委ねてはどうか、社会保険庁の業務の一部を他の機関に移管してはどうかという議論も含め、あらゆる議論を例外とせず幅広い検討を行うこととし、それを踏まえ、平成17年夏までの可能な限り早い時期に結論を得る。
- 社会保険・労働保険の徴収事務のさらなる一元化について、更に効率化できる事務処理方法や一元化可能な事務について検討し、可能なものから逐次実現を図る。法律改正が必要な事項についても速やかに検討を進め、平成17年度までに結論を得て、可能なものから所要の措置を実施する。

#### <農林水産省>

- 旧食糧事務所業務のうち、リスク管理業務等については、今後の情勢の変化を踏まえ、アウトソーシングの観点を含めた合理化等の見直しを行う。
- 農林水産統計について、業務の必要性のゼロベースからの見直しやアウトソーシングの導入等により、定員を大幅に削減するものとし、平成18年度に予定されている地方農政事務所と統計・情報センターの統合も踏まえ、計画的に進める。
- 情報部門の事務・事業について、アウトソーシングを進める。
- 公共事業については、地方農政局における各種調査業務、設計業務等の民間委託等を積極的に進めるとともに、電子入札等公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）をはじめとした事務処理の情報通信技術の活用の推進を図り、事務の効率化を推進する。

#### <経済産業省>

- 鉱山保安業務については、鉱山保安法等の改正により、平成17年度から産業保安業務と一体的に実施されることを踏まえつつ、業務の実効的・効率的な実施を図る。
- 定型的内部管理業務については、本省の取組と併せて、情報通信技術の活用等により、引き続き効率化を進める。

#### <国土交通省>

- 情報通信技術の活用に対応した業務改革を実施し、業務の効率化を図る。特に、自動車登録業務については、自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムの稼働開始に伴う登録手続のオンライン申請の導入・普及状況を踏まえ、オンライン化される申請手続に係る一連の事務処理の電子化等による業務の効率化を進める。また、平成20年にワンストップサービス・システムの全面導入を目指す。
- 主要9港以外の地方港について港湾運送事業に関する需給規制を廃止する等引き続き規制緩和に取り組み、これまで規制緩和を進めてきた分野を含め、規制緩和の趣旨にのっとり規制に係る手続、運用その他の業務を見直し、効率化を進める。
- 航空保安業務については、業務の拠点官署への統合化や保守業務の民間委託により業務の効率化及び要員配置の合理化を進める。
- 北海道開発業務については、各種調査業務、設計業務等の民間委託を推進するとともに、事業執行の効率化等の観点から事業所等の統廃合を進める。
- 公共事業については、地方整備局における各種調査業務、設計業務等の民間委託等を積極的に進めるとともに、電子入札等公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）をはじめとした事務処理の情報通信技術の活用の推進を図り、事務の効率化を推進する。
- 船員労働委員会については、船員数の減少、労使紛争の現況等を勘案して、業務の効率化を図るとともに、その在り方について検討を進め、見直しを行う。
- 治安など真に必要な部門に適切に定員を配置するため、定員の再配置を進め、メリハリのある定員配置を実現する。

#### 注<外務省>

- 上記のほか、在外公館については、定量的指標も踏まえつつ定期的見直しを行うこととし、設置時からの状況の変化を受けて必要性の低下したものについて統廃合等を図る。  
また、在外公館に配置されている要員については、新電信システムの導入など既存の業務システムの最適化等に伴う合理化を図ることにより、各公館ごとの行政需要等に応じて、適正な配置を行う。

## 関係府省に共通する行政効率化の主要な取組

## 1 公用車の効率化

各府省の保有する公用車（運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車）について、職員運転手の雇用問題に留意しつつ、交換時期等を勘案し、平成25年度までに約600台削減する。

職員運転手については原則退職後不補充の方針を遵守し、仮に補充する場合には、再任用制度を活用することとする。

また、共用利用の一層の推進等さらなる効率的な運用に努めるとともに、アイドリングストップや低公害車の導入等による燃料費の節減、運転業務の民間委託等により、経費の削減を図る。これらの取組については、3年後に見直しをする。

なお、独立行政法人等に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する。

## 2 公共調達の効率化

## (1) 一般競争入札、公募型指名競争入札等の推進

ア 公共工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札による調達を逐次拡大する。各府省ごとに一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

イ 上記以外の公共調達について、適切な入札参加資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮しつつ、一般競争入札による調達を逐次拡大する。各府省ごとに一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

ウ 公共調達について、公募型指名競争入札等の受注意欲を反映した指名競争入札の拡大を図るため、各府省ごとに公募型指名競争入札等による調達の割合（指名競争入札に付した件数に占める公募型指名競争入札等の件数の割合）に関する目標数値を本年末までに定め、毎年度その実施状況を公表する。（平成16年度から5年間）

エ 特定建設工事共同企業体（特定JV）の結成の義務付けは原則として廃止する。義務付けた場合は、毎年度その理由を公表する。

## (2) 総合評価落札方式の推進

ア 公共工事において、価格だけでなく技術や品質を含めた競争の促進を図る。特に、公共工事の入札に係る総合評価方式の実施に関する目標値を定めて、総合評価方式の採用を推進する。

イ 公共工事について、国土交通省作成の総合評価方式事例集を活用するなどにより、総合評価方式に関する情報の普及を図る。

## (3) 適切な競争参加資格の設定等

ア 工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映させる。

イ 優れた企業による競争を推進するため、工事成績データベースを構築・活用する。

ウ 民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価する。

エ 調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。

## (4) 民間の技術力の活用

ア 公共工事について、VE（バリュー・エンジニアリング）方式・設計施工一括方式等を活用する。特に、各府省ごとに入札時VEの実施に関する目標値を定めて、入札時VEの採用を推進する。

イ 大規模かつ技術的な難易度の高い工事において、入札後契約前VEを実施する。

ウ 公共工事について、入札・契約の公正性、透明性に十分配慮しつつ、独立行政法人等において民間の技術力を活用した交渉方式を試行的に実施するよう要請する。

## (5) 予定価格の適正な設定

ア 取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努める。

イ 資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」を試行する。

## (6) 随意契約の適正な運用等

ア 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を適正に行う。

イ 各府省ごとに定める一定金額以上の随意契約案件について、各省のHPにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表する。

## (7) 落札率1事案への対応等

ア 各府省ごとに定める一定金額以上の公共調達（予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないものと認めたものを除く。）について、落札率を一覧表にして公表する。

イ 取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、市場価格を適切に把握して予定価格のより適正な設定に努める。（再掲）

ウ 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考

見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引事例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める。

エ 調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。(再掲)

オ 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行う。

#### (8) 国庫債務負担行為の活用

ア コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。

イ 複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする。

#### (9) その他

ア 徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る。(過剰仕様等の排除)

イ 電話料金の割引制度の活用を図る。

ウ 事務用品の一括購入を推進する。

エ 電力供給契約の入札を実施する。

オ 電子入開札システムの活用を図る。

カ 庁舎の光熱水費を削減するため、他の先進的事例を参考に、ESCO事業導入の検討等を進める。

### 3 公共事業のコスト縮減

公共事業のコスト縮減については、平成9年度からの取組を踏まえて平成12年度に策定された「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」に従い、総合的なコスト縮減について取組を実施することに加え、平成15年度からは、平成15年9月に策定された「公共事業コスト構造改革プログラム」により、コストの観点から公共事業の全てのプロセスを見直すコスト構造改革の取組を推進することとする。

当該プログラムに基づき、事業の迅速化、計画・設計から管理までの各段階における最適化、調達の最適化に向けての施策を実施し、平成14年度までの2割以上のコスト縮減(平成8年度比。物価の下落等を含む。)に加え、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して、物価の下落等を除き、15%の総合コスト縮減率を達成することを目標とする。

### 4 電子政府関係の効率化

#### (1) 業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化

各府省に共通する業務・システム(21分野)及び個別府省の業務・システム(56分野)について、民間等の先行事例も参考としつつ、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化等による最適化を推進する。

また、これに対応した行政の減量・効率化を進める。

##### ア 各府省に共通する業務・システム

###### (ア) 業務・システムの最適化

(i) 「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき、人事院等は平成16年度末までにシステムの主要な部分を整備するとともに、各府省は平成19年度末までに当該システムに順次更新することにより、業務の効率化と経費の削減を図る。

(ii) 「共済業務・システム最適化計画」及び「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」に基づき、早期に業務の見直し等を進め、業務の効率化と経費の削減を図る。

(iii) 業務・システムのうち、災害管理、統計調査、研究開発管理等に係るものについては、平成17年度末までのできる限り早期に策定する最適化計画に基づき、業務の見直し、システムの共通化・一元化等を進め、業務の効率化と経費の削減を図る。なお、最適化計画の策定に際しては、業務処理時間や経費の削減効果(試算)を数値で明示する。

##### (イ) 行政組織等の減量・効率化

人事・給与等の内部管理業務について、最適化計画等に基づき各府省で実施する効率化措置や定員削減等の目標を定めた合理化計画を可能な限り早期に策定する。

##### イ 個別府省の業務・システム

###### (ア) 業務・システムの最適化

旧式(レガシー)システム等個別府省の業務・システムについて、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定し、当該計画に基づき業務やシステムの見直し等を進め、業務の効率化と経費の削減を図る。なお、最適化計画の策定に際しては、業務処理時間や経費の削減効果(試算)を数値で明示する。

##### (イ) 行政組織等の減量・効率化

旧式(レガシー)システムは、新システム移行に合わせて定員削減等の合理化を図る。このため、最適化計画の策定に併せて、各府省で実施する定員削減等の目標を定めた合理化計画を策定する。

##### ウ オンライン化に対応した減量・効率化

申請・届出等手続のオンライン化に伴う効率化をはかるため、手続の統廃合・ワン

ストップ化、添付書類の廃止等の手続の簡素化・合理化を推進するとともに、申請・届出を受けて行われる受付・審査等の一連の事務処理過程・体制の抜本的な見直しを行い、組織・業務の効率化・合理化を推進する。

## (2) 国家公務員給与の全額振込化

国家公務員給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、平成17年度末までに、山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き、各府省において原則として100%の実施を目指すとともに、各府省別の実施状況を定期的にフォローアップする。

## 5 アウトソーシング

アウトソーシングについては、ガバナンスに留意しつつ、各府省共通的に取り組もうる警備・清掃等の庁舎管理等施設・設備等の管理業務、庁内LAN等の情報システムの管理業務、公用車の運転業務、ホームページの作成・管理業務、電話交換業務等について、これまでの各府省の取組を踏まえ、一層推進するほか、各府省固有の事務・事業についても、積極的に推進し、効率化を図る。

また、PFIについては、その事業の内容に応じ、先進的な取組を行っている府省の実績を参考に、他の府省においても効率化に資する取組を積極的に検討する。

## 6 IP電話の導入

IP電話については、通信費の削減を図るため、すべての府省は、費用面・技術面での動向を踏まえつつ、平成16年12月までに行った検討結果の見直しを毎年行い、順次導入を図る。

## 7 統計調査の合理化

時代に即応した内容の統計調査を効率的に実施し、その結果を利用し易い形で国民に提供するため、次により国が行う統計調査の合理化を推進する。

### (1) 時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

国・地方で、時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。

### (2) ITの活用

調査票の配布・収集のオンライン化、既存ネットワークシステムの活用等、業務・システムの最適化による統計調査の効率的な実施及び情報通信技術を活用した結果提供の高度化を図る。

なお、業務・システムの最適化については、平成17年度末までのできる限り早期に策定することとなっている「業務・システムの最適化計画」を踏まえ、各府省において取り組む。

### (3) アウトソーシング

集計、データベースの作成・提供、実査等の統計事務のうち民間委託により対応可能な分野については早急にアウトソーシングを進める。また包括的民間委託について積極的な導入を図る。秘密の保護の観点等から民間委託になじまない製表等の事務については、その効率性等を踏まえつつ、独立行政法人統計センター等への委託を推進する。

なお、各府省間で平成16年度中に作成する「民間委託に係るガイドライン」を踏まえ、アウトソーシングを更に加速する。

### (4) その他

類似調査の一元化、調査客体数・調査回数・調査項目の削減等により、統計調査の効率的な実施を更に推進する。

## 8 国民との定期的な連絡に関する効率化

国民との定期的な連絡を伴う業務を行うに当たっては、利用者の利便性を常に念頭に置くとともに、業務の効率化を図るものとする。

例えば、以下のような取組を行う。

① これまで書面により行われていた手続（所得税、法人税及び消費税の申告、全税目の納税及び申請・届出等）をインターネット等でも行うことができる国税電子申告・納税システム（e-Tax）の全国拡大（平成16年度に全国拡大）により、納税者等の利便性の向上及び確定申告書の発送料金等の削減を図る。

② 厚生労働省ホームページ社会保険庁コーナーにおいて、55歳以上の者からの年金見込み額及び年金加入状況の照会を受け付けているが、本人への郵送による回答に加え、本人確認を厳格に行いつつ、インターネットによる回答を可能とすることにより、郵便費用の軽減や回答の迅速化を図る。平成16年度中の実施を目指し検討を進める。

③ 年金受給者の生存状況の確認（生存確認）について、現況届（はがき形式）の提出による確認から、住民基本台帳ネットワークへの生存状況の照会による確認などに変更することにより、郵便費用の軽減や事務処理の効率化を図る。平成18年度中の実施を目指し検討を進める。

## 9 出張旅費の効率化

出張により航空機を利用する際には、割引制度の情報の収集に努め、その最大限の利用を図るものとする。

特に、昨今の国際線における割引制度の発展に鑑み、外国出張の際は、割引制度の適用が

無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、原則、割引航空運賃を利用することとする。

各府省は、上記内容を周知徹底し、以って出張旅費の効率的な使用を図るものとする。

### 別紙3

#### 公益法人制度改革の基本的枠組み

「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき、公益法人制度改革の基本的枠組みを以下のとおり具体化する。

#### 1 改革の方向性

##### (1) 改革の趣旨

我が国において、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている中、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し得る民間非営利部門を、社会経済システムの中に積極的に位置付けることが重要である。

また、民法制定以来100余年にわたり抜本的な見直しが行われていない現行の公益法人（民法第34条に基づく社団及び財団をいう。以下同じ。）の制度については、歴史的に大きな役割を果たしてきたものの、主務官庁の許可主義の下、法人設立が簡便でなく、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人が存続しているなど様々な批判、指摘を受けるに至っている。

このため、こうした諸問題に適切に対処する観点から現行の公益法人制度を抜本的に見直し、広く民間非営利部門の活動の健全な発展を促進することが重要な課題となっている。

##### (2) 基本的な仕組み

現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設する。

また、各官庁が裁量により公益法人の設立許可等を行う主務官庁制を抜本的に見直し、民間有識者からなる委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断する仕組みを創設する。

#### 2 一般的な非営利法人制度

##### (1) 総則的事項

法人類型は、法人格付与の対象に応じ、社団形態と財団形態の2種類とする。

準則主義に伴う法人制度の濫用防止の観点から、株式会社制度と同様の解散命令制度・休眠法人整理の制度を設ける。

##### (2) 社団形態の非営利法人制度

#### 10 交際費等の効率化

(1) 交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認する。

(2) 職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。

営利を目的としない団体を設立して活動しようとする人々の自由活発な活動を促進するため、社員となろうとする者が2名以上集えば、一定額以上の財産的基盤がなくとも、法人の設立を可能とするほか、その事業について格別の制限をせず、公益活動を含めた幅広い活動ができることとする

法人の自律的な運営を確保するため、社員総会及び理事の制度を設けるほか、定款による理事会や監事の設置を可能とする。

また、法人運営の適正化を図るため、理事の法人又は第三者に対する責任規定、社員による代表訴訟制度及び法人の財務状況の一般的な開示制度を設けることにより、株式会社制度と同程度の自律的なガバナンスを確保する。

法人の非営利性を維持しつつ、その資金調達手段や財産的基盤を確保するため、拠出金制度の選択を可能とする。

### (3) 財団形態の非営利法人制度

設立者の創意に基づく財産の社会的な活用を促進するため、必要最小限の資産で、法人の設立を可能とするが、その目的及び事業に一定の制限を設けることの可否について検討する。

設立者の意思を尊重しつつ、法人の自律的な運営を確保するため、理事の業務執行を牽制、監督する新たな法定の機関（評議員会）を設けるほか、理事会及び監事を必置機関とする

また、法人運営の適正化を図るため、社団形態の非営利法人の場合と同様、理事の法人又は第三者に対する責任規定及び法人の財務状況の一般的な開示制度を設ける。

### (4) その他

以上のほか、定款又は寄附行為の変更、合併、解散、清算等に関する所要の規定を設ける。

また、一定規模以上の法人については、会計監査人による監査を義務付ける方向で検討する。

なお、中間法人制度は、社団形態の非営利法人制度に包含される関係となるため、これを廃止することとし、移行に関する所要の規定を設ける。

## 3 公益性を有する非営利法人を判断する仕組み

以下の方針により、公益性を有するにふさわしい規律のしっかりした非営利法人の受け皿となる仕組みを構築する観点から、具体的な制度設計を進める。

なお、特定非営利活動法人制度については、引き続き存置されるものとする。

### (1) 判断主体

現在の主務官庁から中立的に判断を行うために、内閣に民間有識者からなる委員会を

設置し、当該委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断することとし、事後チェック、不服申立ての処理等を含め、業務を的確かつ迅速に遂行できるよう、必要な事務体制の整備を図るとともに、様々な活動分野における公益性を専門的見地から適切に判断できる措置を検討する。

また、一定の地域を拠点として活動する非営利法人に関しては、原則として都道府県知事において判断等を行うこととする。その際、都道府県に国に準じた機能を有する体制を整備し、国との間で公益性の判断等の取扱いについて整合を図る。

### (2) 判断要件

判断要件については、現行の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）等を踏まえつつ、法人の目的、事業及び規律の面から、できる限り裁量の余地の少ない明確なものとする。

公益性を有する非営利法人（以下(2)及び(3)において「法人」という。）の目的については、積極的に不特定多数者の利益の実現を図ることを基本とし、共益は従たる目的となる範囲内で認められる方向で検討する。

法人の事業については、公益的事業の規模は法人の事業の過半を占めること、付随的に収益を目的として行う収益的事業の利益は原則として公益的事業のために使用されること、公益的事業が営利企業の行う活動を阻害しないことなど所要の要件を設け、具体的な公益的事業を適切に規定する方向で検討する。

法人の規律については、同一親族等が理事及び評議員に占める割合を制限すること、解散した法人の残余財産の帰属者を他の類似の公益目的の法人や国・地方公共団体等一定の範囲に限ること、将来の公益的事業の実施に必要な範囲を超えた過大な資金等が留保されないこと、株式保有等を資産運用等の場合を除き原則として禁止することなど所要の要件を設ける方向で検討する。

### (3) 適正運営確保の方策

法人については、理事会及び監事を必置機関とするなど適切なガバナンスを求めることとする。

また、プライバシーの保護等に留意しつつ、法人の組織、運営等について、インターネットの活用も含め、国民一般に対する情報開示の強化を図る。開示事項については、現行の指導監督基準による業務及び財務等に関する事項のほか、公益性の判断要件に係る事項、その他役員報酬に関する事項、管理費の水準等法人の適正運営を確保する観点から開示が望ましい事項とする方向で検討する。また、判断主体においても、法人が開示している情報を集約し、インターネットも活用しつつ、国民一般に分かりやすく開示することとする。

さらに、事業報告書等の定期的な提出、報告徴収・立入検査、命令、公益性判断の取消し等必要な監督上の措置を、より明確な要件の下で判断主体が適切に講ずる方向で検討する。また、判断主体が、一定期間ごとに法人の活動実績を踏まえて公益性の有無を

確認することとする。

#### 4 その他

##### (1) 現行公益法人の新たな制度への移行

現行公益法人の新たな制度への移行に当たっては、公益法人が現に公益活動を継続的に行ってきており多くの受益者が存することに配慮しつつ、公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行を推進するため、十分な準備期間及び移行期間、組織変更等の簡易・円滑な転換手続を設ける等必要な措置を講ずるものとする。

その際、現行公益法人のうち、新たな判断主体により、公益性の判断要件を踏まえた一定の基準に適合すると判定されたものは、公益性を有する非営利法人に簡易な手続で移行すること、一方、当該基準に適合しないと判定されたものや公益性を有する非営利法人への移行を望まないものは、財産承継に関する条件の下、基本的に一般の非営利法人（一般的な非営利法人制度に基づく法人であって、公益性を有するとの判断を受けていないものをいう。）に移行することとする方向で、その公平かつ合理的な基準及び手続について、引き続き検討する。

なお、新たな制度への移行措置は、新たな判断主体が実施することとなるが、内閣官房、総務省及び各公益法人所管官庁においても、移行に関する方針の検討等必要な準備を進める。

##### (2) 今後のスケジュール等

今後、この基本的枠組みに基づき、内閣官房において、関係府省との連携の下、更に法制化に向けた具体的検討を行うとともに、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することを目指す。また、内閣官房は、総務省及び各公益法人所管官庁と連携して、新たな非営利法人制度の着実かつ円滑な施行に向けた準備作業に着手する。

平成12年12月1日  
閣議決定

21世紀の我が国経済社会を自律的な個人を基礎とした、より自由かつ公正なものとするため、これまでの国・地方を通ずる行政の組織・制度の在り方、行政と国民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築する必要がある。

このため、21世紀の開始とともに新たな府省体制を確立し、中央省庁等改革の成果をより確実なものとする事とし、21世紀の国・地方を通じた行政の在り方について、①新たな時代の要請に対応する観点から、内閣機能の強化、省庁の大きくくり編成等による総合性、機動性を備えた行政の実現、②国民の主体性と自己責任を尊重する観点から、民間能力の活用、事後監視型社会への移行等を図ることによる簡素かつ効率的な行政の実現、③行政情報の公開と国民への説明責任の徹底を図ることによる国民に開かれた透明性の高い行政の実現、④行政事務の電子化、窓口の利便性の向上等を図ることによる国民本位の質の高い行政サービスの実現、を旨とし、今後、平成17年（2005年）までの間を一つの目途として各般の行政改革を集中的・計画的に実施する。

こうした見地に立って、今後の行政改革の重要課題として、①新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換を目指す観点からの特殊法人等の改革、公務員制度改革、行政評価システムの導入、公会計の見直し・改善、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革、②国と地方の関係を見直し、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点からの更なる地方分権の推進、③行政と民間との新たな関係を構築する観点からの規制改革、④その他、電子政府の実現を始め、省庁再編に伴う運営・施策の融合化、行政の組織・事務の減量・効率化等を推進する。

これら行政改革の推進に併せ、司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、司法機能の充実強化を図るための司法制度改革を推進するものとする。

## I 行政の組織・制度の抜本改革

### 1 特殊法人等の改革

#### (1) 事業及び組織形態の見直し

##### ア 基本的考え方

特殊法人及び認可法人（以下「特殊法人等」という。）の改革については、特殊法人等の事業が現在及び将来にわたる国民の負担又は法律により与えられた事業独占等の特別の地位に基づいて実施されていること等にかんがみ、すべての特殊法人等の事業及び組織の全般について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的見直しを行う。

#### イ 「集中改革期間」における特殊法人等の抜本的見直し

各特殊法人等の事業及び組織形態の見直しについては、特殊法人等改革のための推進体制を整備した上、以下の方針を踏まえて検討を進め、平成13年度中に、各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置を定める「特殊法人等整理合理化計画」を策定する。さらに、同計画を実施するため、可能な限り速やかに、遅くとも平成17年度末までの「集中改革期間」内に、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。

##### (ア) 個別の事業の見直し

以下の基準に該当する各特殊法人等の個々の事業について、その具体的な事業の仕組み、事業実施の方法・手段等に遡った上で、その見直しを行うことにより、その廃止、整理縮小・合理化、民間・国その他の運営主体への移管等、整理合理化を図る。

- i) 内外の社会経済情勢の変化により、事業の対象が著しく減少又は変質する等により、事業の意義が低下しているもの。
- ii) 事業の本来の目標を概ね達成し、又は、近い将来、その目標を達成することが見込まれるもの。
- iii) 当初の事業計画に比して著しく非採算となり、その程度が継続的に拡大しているもの。
- iv) 事業が当初の予定に比べて著しく長期化し、実際の需要が当初の需要見通しを著しく下回っていること等により、事業効果が乏しく、又は不明確になっているもの。
- v) 事業遂行に当たって膨大な借入又は貸付等が行われ、かつ、その規模が著しく拡大し民業を圧迫している等、事業の政策的再評価を要すると認められるもの。
- vi) 本来の意図に反し、特定の対象を過度に優遇する結果になっているもの。
- vii) 民間において類似の事業が現に行われ、又は民間と競合しているもの。
- viii) 他の特殊法人等において類似の事業が行われ、重複しているもの。
- ix) 特殊法人等の事業としてではなく、民営化、民間委託等による方が効率的なもの。
- x) 事業の性格上、特殊法人等にアウトソーシングしなくとも、政府の直接処理により十分対応可能なもの。

##### (イ) 組織形態の見直し

上記(ア)の事業の見直し結果を踏まえ、以下の検討指針を基に、特殊法人等ごとに、当該見直し後の事業を担う実施主体としてふさわしい組織形態を決定する。この場合、各々の法人の事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、特殊法人等について指摘されている問題点（経営責任の不明確性、事業運営の非効率性、組織・業務の自己増殖、経営の自律性の欠如等）を可能な限り克服し得るような組織形態とするよう留意する。

- i) 上記(ア)の事業の見直しにより、その主たる事業が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された法人について、原則、廃止を検討する。
- ii) 事業の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業的経営による方が事業をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の事業の実施が可能な法人について、原則、民営化を検討する。
- iii) 上記i)及びii)の検討において廃止又は民営化される法人以外の法人について、

その事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）に基づく独立行政法人への移行を検討する。

この場合、法人の特性等により、通則法を直ちに適用し難い法人について、原則として、経営責任の明確化、事業運営の効率性の向上、透明性の向上等の観点から、法人の性格に応じ、個別法の整備、通則法に準じた共通スキームの整備等所要の法的措置等を検討するものとする。

#### ウ 累次の閣議決定事項等のフォローアップとその結果の公表等

平成7年以降、累次の閣議決定に記載された特殊法人等に関する指摘事項等については、本年中にフォローアップを行い、その結果を公表するとともに、今後引き続き、上記の見直しの一環として更に検討を進め、所要の措置を講ずる。

また、特殊法人等の業務については、その合理化、効率化等により、一層のコスト削減に努める。

### (2) 財政負担、財政投融资の縮減・合理化

#### ア 基本的考え方

特殊法人等への政府の財政支援の在り方について、抜本的に見直すこととする。

具体的には、特殊法人等に対する出資金、補助金、交付金等については、上記(1)の考え方にに基づき行われる事業及び組織形態の見直しなどを通じて、個々の特殊法人等の業務の内容に応じた適正な予算措置が行われるよう、前例等にとらわれることなく、厳しい見直しを行う。

また、財政投融资については、財政投融资制度の改革を着実に実施する。

#### イ 補助金等の整理合理化

- i) 平成13年度予算編成過程においては、特殊法人等に対する補助金等について、既往の決定による特殊法人等の統廃合、事業の合理化を踏まえつつ、各法人ごとに社会的意義が低下している事業の廃止等、事業そのもの見直しを徹底し、その整理合理化を図る。また、特殊法人等に対する補助金等の状況について、予算編成後公表する。
- ii) 今後進められる特殊法人等の事業及び組織形態の見直しや、経営評価・情報公開システムの整備等を通じ、補助金等の整理合理化を推進する。

#### ウ 財政投融资の見直し

財政投融资制度の改革初年度である平成13年度の財政投融资計画の編成に当たっては、改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずる。

また、平成14年度以降にあっても、同様の観点から引き続き財政投融资の不断の見直しを進める。

#### (ア) 財政投融资の縮減・重点化

民業補完性、政策コスト分析、償還確実性等の精査を行い、財政投融资の縮減及びその対象分野・事業の重点化を図る。

#### (イ) 財投機関債発行機関の拡充

各特殊法人等において、市場評価を通じ特殊法人等改革の趣旨に沿った業務運営効率化へのインセンティブを高める等の観点から財投機関債の発行に努めるものとし、

財投機関債発行機関の拡充を図る。

#### (ウ) 政策コスト分析の充実・公表

将来の国民負担に関するディスクロージャーを一層進める観点から、対象機関の拡充を含め政策コスト分析の充実に取り組み、その結果を公表する。

### (3) 経営評価・情報公開システムの確立

#### ア 基本的考え方

特殊法人等の業務内容及び財政基盤の両面にわたる公共性を踏まえ、適正かつ効率的な業務運営を実現し、国民の信頼を確保していくとの観点から、その業務状況等の一層の透明化・適正化を図るための措置を講ずる。

#### イ 特殊法人等情報公開法案の国会提出

- i) 独立行政法人及び政府の一部を構成すると見られる特殊法人・認可法人の情報公開制度（開示請求制度及び情報提供制度）について、「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見」（平成12年7月27日行政改革推進本部特殊法人情報公開検討委員会）に沿って立案作業を進め、所要の法律案を次期通常国会に提出する。
- ii) その際、情報提供制度については、独立行政法人及び当該特殊法人等の組織、業務、財務に関する基礎的情報、評価・監査等の提供すべき情報の内容をできる限り明確にした制度として整備する。

#### ウ 事業、業務運営等の評価の実施

特殊法人等の事業、業務運営等については、特殊法人等の事業及び組織形態の見直しとの関連にも留意しつつ、政策評価等の評価機能、民間コンサルタント等の活用により、所要の評価を実施し、その結果等を公表する。

#### エ 会計処理に係る透明性の向上

特殊法人等の会計処理については、独立行政法人について企業会計原則を基本とした行政サービス実施コスト計算書等の財務諸表を作成することとされたことを踏まえ、財政制度審議会において、透明性の向上、説明責任の観点から、特殊法人等が民間企業同様の活動を行っている場合の独立行政法人と同様の財務諸表を企業会計原則に従って作成することに関する検討を行い、1年程度を目途として結論を得る。

また、特殊法人の経理について、会計監査機能の強化を図る。

### (4) 給与・退職金、人事の適正化

#### ア 給与・退職金の適正化等

特殊法人等の役職員の給与・退職金については、上記(1)の事業及び組織形態の見直し等を通じ、民間及び公務員との均衡、業績等に留意しつつその在り方を見直し、平成13年度に所要の調整を行うとともに、この調整を踏まえ各特殊法人等が定めた役員給与・退職金の支給基準を公表する。また、特殊法人等の役職員の定数・定員については、上記(1)の事業及び組織形態の見直し等を通じ、その縮減を図る。

#### イ 役員人事の適正化

特殊法人等が中央省庁からの再就職の安易な受け皿とならないよう、特殊法人役員人事に関する累次の閣議決定を厳正に遵守するとともに、特殊法人等相互間の「わたり」についても、厳に抑制するなど所要の措置を講ずる。

## 2 国家公務員、地方公務員制度の抜本的改革

平成13年1月6日を期して行われる中央省庁新体制の発足に臨み、政治主導の下、公務員に対する国民の厳しい批判(組織への安住、押し付け型の天下り、国民への過度の介入、前例主義、サービス意識の欠如等)に正面から応える一方、身分保障に安住することのないよう、公務員が持てる能力を最大限に発揮し、強い使命感を持って国・地方が抱える内外の諸課題に挑戦することにより、公務員に対する国民の信頼を確保するため、公務員制度の抜本的改革を行う。

### (1) 公務員への信賞必罰の人事制度の実現

- i) 年功序列的昇進や年齢給的処遇を改め、成果主義・能力主義に基づく信賞必罰の人事制度の原則を明確にするなど、国家公務員法、地方公務員法等の見直しを行う。その際、まず各主任大臣が労務管理も含めた管理責任を負い、人事院はあらかじめ定められた基準による事後的チェック機能に当たる役割分担を確立する。
- ii) 人事評価システムの整備を進めるとともに、採用区分・試験区分に基づく硬直的な人材登用を改める。
- iii) 女性の積極的登用、中途採用及び社会奉仕活動を評価するなど、多様な人材の確保を可能とする。

### (2) 再就職に関する合理的かつ厳格な規制

- i) 出身省庁の権限を背景とした押し付け型天下りとの疑いを持たれる再就職に関する合理的かつ厳格な規制を導入する。省庁の関与により再就職する場合は、主任大臣の直接の承認を必要とし、主任大臣は直ちにこれを公表するほか、公務員退職後に行われる再就職の際の新たな行為規制を導入する。また、公務員の海外研修直後の退職に関する規制措置を講ずる。
- ii) 特殊法人等を渡り歩くことにより、数次にわたる高額の役員退職金及び役員報酬を受け取ることがないよう、これらの法人に役員定年制を設け、また、国との関係及び法人に従事する公務員の身分関係の整理を含め、これらの法人への役員出向制度の創設などによる適正化のための所要の措置を講ずる。
- iii) 高齢化時代に則した定年延長及び早期退職勧奨の是正措置を考慮した上で、個人の人生設計の自由、絶えず変化し得る人的資源の最適な配置という視点に立ち、長期勤続者が過度に有利となる退職手当制度を改め、あるいは官民の年金制度の相違を解消することを検討する。

### (3) 官官、官民間の人材交流の促進

公務員が行政組織で培った専門的能力を民間で活かせるようにするとともに、民間の多

様な人材を行政に受け入れることにより、行政の総合力を高める。そのため、企画立案に関わるポストを中心に、外部(民間、他省等)から一定数以上の任用を積極的に進めるとともに、司法改革と連動しつつ、隣接領域との人材の流動性を確保するための改革を行う。

### (4) 大臣スタッフの充実と政策目標の明示

政府・与党が国民に示した公約・政策目標を達成するため、大臣政務官制度の運用を考慮しつつ、内閣の一員である国務大臣の企画立案を直接補佐するための官房審議官制の活用、任期付職員の採用等により、大臣はスタッフを当該行政機関外(他省、民間)からも実際に登用することとする。

### (5) 中央人事行政機関等による事前規制型組織・人事管理システムの抜本的転換

中央人事行政機関等が、事前かつ個別・詳細に各組織の定数(給与)、機構・定員をチェックする仕組みを見直し、各行政機関ごとに総人件費・総定員の枠内で各主任大臣が組織・人事制度を設計・運用するシステムとする。

中央人事行政機関等は、あらかじめ明確な基準を設定するとともに、その遵守をチェックすることとする。

### (6) 法令・予算の企画立案と執行の分離

- i) 中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)の趣旨に沿い、組織・人事管理面での裁量の余地の拡大を前提に、各主任大臣は権限と責任を明確にしつつ、組織としての能力を最大化するための最適な組織にするため、自主的に人事面、業務面、組織面における企画立案と執行の分離を進める。
- ii) 執行事務については独立行政法人化を進め、公務員でなければ取り扱えない事務以外は外部委託等を活用する。

### (7) その他

上記の内容に従い、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)の具体化を進める。

## 3 行政評価システムの導入

行政の活動を評価するシステムの一環として新たに政策評価制度を導入することとし、以下の措置を講ずる。

### (1) 政策評価制度の円滑な実施

#### ア 基本的考え方

行政の効率性、透明性の一層の向上等を目的として、平成13年1月から導入される政策評価制度の円滑な実施を図る。

#### イ 「政策評価に関する標準的ガイドライン」等の策定

府省における政策評価の実施の指針となる「政策評価に関する標準的ガイドライン」を平成13年1月に決定し、公表する。

また、これに沿って、各府省において政策評価に関する実施要領を速やかに策定、公表し、全政府的に政策評価を着実に実施する。

#### ウ 人材の養成、調査研究の推進等

政策評価の的確な実施を確保するため、政策評価担当組織相互間の連携を密にし、政策評価を担当する人材の養成、総務省行政評価局を始めとする政策評価部門における任期付職員法を活用した民間専門家の採用などによる要員の確保を図るとともに、政策評価に関する所在情報の整備、評価手法の調査研究の推進等を図る。

#### (2) 政策評価制度の法制化と法案の国会提出

「政策評価制度の法制化に関する研究会」における検討を踏まえながら、できる限り早期に成案を得て、所要の法律案を次期通常国会に提出する。

#### 4 公会計の見直し・改善

国民に対して、国の財政事情をわかりやすく開示し、財政にかかる透明性、一覧性の向上を図るとともに、説明責任を確保するとの観点から、以下の公会計の見直しを行い、公会計にかかる網羅的な基準の設定につき、整合性の確保に配慮しつつ検討を進めることとする。

##### (1) 「国の貸借対照表」(試案)の改善等

一般会計及び特別会計を連結した平成12年10月の「国の貸借対照表」(試案)の有意性、有効性、特殊法人等の連結につきさらに検討し引き続き評価・改善を重ねることとする。

特別会計に関し、平成12年10月の「特別会計等財務書類作成ガイドライン」による特殊法人との連結をも含めた「公会計貸借対照表」、「公会計資金収支計算書」、「公的サービスコスト負担計算書」、「公会計連結財務諸表」などの財務書類についても、同様の評価・改善を重ねることとする。

##### (2) 特殊法人等の会計処理

上記1(3)エに従い、独立行政法人について国民負担を明らかにするとの観点から、企業会計原則に従った「行政サービス実施コスト計算書」が作成されることとなっていること等にかんがみ、特殊法人等の会計処理の見直しを行う。

##### (3) 独立行政法人の外部監査

国からの出資金・交付金等により運営される法人は、独立行政法人及び公益法人等を含め、国民に対し財務の透明性、説明責任が強く求められる。独立行政法人の監査については、外部監査を受けなければならない法人の範囲について、平成12年5月の通則政令によ

り定められているところであるが、その実施状況を見つつ、必要に応じて見直しを行う。

#### 5 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

##### (1) 委託等、推薦等に係る事務・事業の見直し

国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直した上で、今後とも国の関与が必要とされるものについては、国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、独立行政法人への事務移管その他所要の措置を講ずる。これ以外のものについては、当該事務・事業に対する国の関与は廃止するなどの措置を講ずる。

##### (2) 財政負担の縮減・合理化

###### ア 基本的考え方

国からの公益法人への補助金・委託費等(以下、「補助金等」)については、上記(1)の業務の見直しの内容も踏まえつつ、官民の役割分担の観点、限られた財政資金の効率的使用の観点、及び行政の説明責任の確保と透明性の向上の観点から厳しく見直し、その縮減・合理化を進めることとする。

#### イ 公益法人に対する補助金等の支出の適正化

公益法人に対する補助金等の支出の適正化については、委託等、推薦等に係る事務・事業の見直しと併せて検討を進めることとし、独立行政法人への事務移管その他必要な措置を以下のように講ずる。

- (ア) 国が公益法人に対して交付する補助金等で、当該法人が更に他の公益法人やその他の法人等の第三者に分配・交付するものについては、当該補助金等を整理・統合した上で、国自ら又は独立行政法人が分配・交付することとする。
- (イ) 国からの補助金等により公益法人が行う事務・事業であって、当該法人の総収入に対し、その補助金等が大部分を占める場合は、その必要性等について厳しく精査を行い、当該事務・事業を整理・統合した上で国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、これを適用することが困難な公益法人については別途検討する。
- (ウ) 官民の役割分担の徹底、役員報酬の適正化の観点から、公益法人に対する補助金等において役員報酬に係る助成は行わないこととする。

##### (3) 措置期限・経過措置等

- i) 上記(1)、(2)の改革は、平成13年度末を目途に実施計画を策定した上で、平成17年度末までのできる限り早い時期に実行することとする。
- ii) なお、それまでの間は、「『公益法人の設立許可及び指導監督基準』及び『公益法人に対する検査等の委託等に関する基準』について」(平成8年9月20日閣議決定)の規定の徹底を図る。
- iii) 経営情報の公開については、上記閣議決定に加え、国からの委託等、推薦等又は補助

金等に係る事業内容等の公開や外部からの業績評価を進めるとともに、指定法人の情報公開の在り方の検討及び公益法人会計基準の改善策の検討を行う。

iv) また、役員の報酬等の在り方について、特殊法人等における検討を踏まえ、所要の措置を検討する。

#### (4) 地方公益法人に係る措置

都道府県所管公益法人について、国は、地方公共団体に対し、上記(1)、(2)と同様の措置を講ずるよう要請するとともに、地方公共団体の支出についても、国の公益法人改革を踏まえて、地方交付税措置の見直しを行うものとする。

## II 地方分権の推進

### (1) 市町村合併の推進

#### ア 基本的考え方

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中であって、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るといった観点から、与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。

#### イ 合併促進のための行財政措置の拡充

更なる気運の醸成を図るとともに、地方分権推進委員会の意見（平成12年11月27日）等を踏まえ、平成13年度予算における財政支援、合併支援体制の整備、住民発議制度の拡充、交付税措置等財政上の措置、旧市町村等に関する対策等、合併促進のための行財政措置の充実を図り、「市町村の合併の推進についての要綱」に基づく主体的な取組を積極的に支援することにより、国、都道府県、市町村が一体となって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の期限である平成17年3月までに十分な成果が挙げられるよう、市町村合併をより一層強力に推進する。

#### ウ 市町村合併の推進のための住民投票制度の導入

地方制度調査会の答申（平成12年10月25日）及び地方分権推進委員会の意見（平成12年11月27日）を踏まえ、自主的な市町村合併の推進において、地域住民の意思を反映させる仕組みとして住民投票の制度化を図ることとし、市町村の合併の特例に関する法律の改正案を次期通常国会に提出すべく、関係団体の意見聴取等、諸般の準備を進めるものとする。

### (2) 国と地方の役割分担の在り方と地方税財源の充実確保

#### ア 基本的考え方

地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ、地方分権推進委員会における審議も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### イ 国と地方の役割分担の在り方と地方税財源の充実確保

#### (ア) 国の事務事業の移譲等

「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）及び「第2次地方分権推進計画」（平成11年3月26日閣議決定）の着実な実施とそのフォローアップを図りつつ、国と地方の役割分担に応じた国庫補助負担金の整理合理化、国の事務事業の移譲、直轄事業負担金の見直しを含めた改善、暫定的な法定受託事務の整理等、地方分権の本格的推進に向けた国と地方の役割分担の見直しを推進する。

#### (イ) 条例委任のための一括法案の国会提出

地方分権推進委員会の意見（平成12年8月8日）を踏まえ、法令において権利義務規制に係る事項に関し地方公共団体の規則等に委任しているものについて、原則として条例に委任することを内容とする関係法律の改正を一括法案として次期通常国会に提出すべく準備を進める。

#### (ウ) 地方税の充実確保

地方の歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、地方税の充実確保を図る必要からの、地方公共団体の安定的な財政基盤の確立に資する、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築を推進する。

#### (エ) 地方債資金の確保

財政投融资制度の改革の趣旨を踏まえつつ、地方公共団体が社会資本の整備を着実に推進できるよう必要な地方債資金を確保するとともに、平成18年度に実施することとしている協議制度への移行を着実に進める。

#### (オ) 地方税財源の充実確保と国・地方を通ずる行財政制度のあり方を見直し・改革

地方税財源の充実確保については、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充することを基本とする。また、これに当たっては、国の財政・税制と深く関わるものであることから、国庫補助負担金や地方交付税を含めた国・地方を通ずる行財政制度のあり方を見直し、改革することが必要である。国と地方の役割分担を踏まえつつ、今後景気が本格的な回復軌道に乗った段階において、国と地方の税源配分のあり方についての検討は、国・地方を通ずる財政構造改革の議論の一環として取り組む。

### (3) 国庫補助負担金の整理合理化

#### ア 基本的考え方

地方公共団体に対する国庫補助負担金については、社会経済情勢の変化、官と民及び

国と地方の役割分担の在り方等の観点から、地方分権推進計画等を踏まえ、制度改正を含め既存の施策や事業そのものを見直すことをはじめとして、聖域なく見直しを行い、その整理合理化を積極的に推進する。

#### イ 国庫負担金と国庫補助金の区分に応じた整理合理化等

地方分権推進計画及び第2次地方分権推進計画等を踏まえ、国庫負担金と国庫補助金の区分に応じた整理合理化や統合補助金化等を積極的に推進するとともに、併せて、地方財政法や関係法令の規定等の必要な整理を行う。

なお、国庫補助負担金の廃止・縮減を行っても引き続き当該事務・事業の実施が必要な場合には、地方財政計画の策定等を通じて所要財源を明確にし、地方税・地方交付税等の必要な地方一般財源を確保する。

#### ウ 補助金等の削減・合理化、統合補助金の拡充

(ア) 平成13年度予算編成においては、次の措置を講ずることとし、その状況については、予算編成後公表する。

- i) 地方公共団体に対する補助金等のうち、いわゆる「制度等見直し対象補助金等」については、制度改正を含め既存の施策や事業そのものを見直すことにより削減又は合理化を図るとともに、「その他補助金等」については、地方分権推進委員会の意見（平成12年8月8日）を踏まえ、その範囲の見直しを図りつつ、引き続き各省庁ごとに1割に相当する額を削減する。
- ii) 中央省庁等改革基本法、第2次地方分権推進計画等を踏まえ、統合補助金の一層の拡充を図る。

(イ) 平成14年度以降においても、社会経済情勢の変化、官と民及び国と地方の役割分担のあり方等の観点並びに地方分権推進計画等を踏まえるとともに、地方分権推進委員会の意見（平成12年8月8日）において、新たな国庫補助金削減計画の策定等が求められていることを踏まえ、地方公共団体に対する国庫補助負担金の一層の整理合理化、統合補助金の拡充等を進めていくこととする。

#### (4) 第三セクター、地方公社、地方公営企業等の改革

##### ア 基本的考え方

第三セクター、地方公社、地方公営企業については、経済環境の変化への対応、経営主体の経営の効率化、地方公共団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、その経営改善等についての積極的な取組を促進する。

##### イ 第三セクターの経営改善

(ア) 第三セクターに関する調査等の実施

第三セクターの経営状況、地方公共団体の経営改善の取組等の実態を把握するため、平成13年度以降定期的に調査を行い、その結果を公表する。

さらに、第三セクターの経営改善等に係る先進的な事例を取りまとめ、地方公共団体に周知することにより、地方公共団体の取組の一層の促進を図る。

##### (イ) 第三セクターに関する指針

地方公共団体に対し、「第三セクターに関する指針」（平成11年5月20日）を踏まえ、第三セクターの経営改善の一層の推進のため、以下の取組を行うよう、要請する。

- i) 既に目的を達成したと思われるものの統廃合
- ii) 経営の悪化が深刻であり、かつ、将来の経営改善の可能性がないものについての早急な対処方策の検討
- iii) 役員数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等の実施
- iv) 経営諸指標の分析、事業計画と実績の比較等を組み合わせた予備的診断の実施を含む経営の定期的な点検評価
- v) 監査委員による監査や外部監査制度の活用

##### ウ 土地開発公社の経営健全化

(ア) 業務運営の適正化を図るための助言・監督の実施

地方公共団体及び土地開発公社に対し、土地開発公社の業務運営の適正化を図るため、以下の事項を遵守するよう、助言・監督を行うとともに、土地開発公社の事業実績の調査、ヒアリング等を通じてその実施状況を把握する。

- i) 保有期間が10年を超えた土地の用途・処分方針を平成13年度中に再検討すること
- ii) 土地開発公社が保有する代替地の活用を図ること
- iii) 民間借入金について金利等の借入条件の改善に努力すること
- iv) 土地開発公社の積極的な情報公開が図られるよう努力すること

(イ) 土地開発公社経営健全化対策の実施

土地開発公社が保有する土地の総額が地方公共団体の財政規模に比して過大である等により、特に健全化が必要な土地開発公社について、設立団体である地方公共団体が数値目標を明記した健全化5か年計画を策定することとし、平成13年度から平成17年度までの間、本計画に基づく取組を積極的に促進する。

##### エ 地方住宅供給公社及び地方道路公社の経営健全化

(ア) 外部監査の活用による業務運営の一層の合理化

地方住宅供給公社及び地方道路公社の一層の経営健全化を図るため、設立団体である地方公共団体と十分に連携を図りつつ、平成11年度より実施されている地方自治法に基づく外部監査人による包括外部監査の結果を十分活用し、両公社のより一層合理的な業務運営を促進する。

(イ) 経営健全化への取組

地方住宅供給公社及び地方道路公社の設立団体である地方公共団体と十分に連携を図りつつ、事業実績、業務運営、収支状況等について、調査等を実施することにより、その現況の把握に努め、必要に応じ、両公社の経営健全化のための方策等の策定を指

導するなど、経営健全化の強化を図る。

#### オ 地方公営企業の改革

##### (ア) 経営基盤強化のための計画の策定

中長期的な計画に基づく経営基盤の強化が図られるよう、各地方公共団体に対し、下記項目に関する具体的内容を含んだ計画の策定を要請するとともに、計画の策定、実施及び評価について必要な助言を行う。

- i) 公営企業のあり方についての不断の見直しの徹底
  - ii) 経営効率化・健全化の推進
  - iii) 住民への業務状況等の公表方法の改善
  - iv) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）適用の推進
- (イ) 独立性・透明性向上のための措置

地方公営企業の経営の効率性を高めるとともに、住民へのアカウントビリティを向上させるため、以下の項目について、制度の見直しを含めて平成14年度までに検討を行い、平成17年度までに必要な措置を講ずる。

- i) 地方公営企業の独立性の向上
  - ① 管理者設置の推進、管理者の権限の充実・強化
  - ② 地方公営企業法の適用範囲の拡大
- ii) 公営企業会計制度の見直し
- iii) 地方公営企業における行政評価手法の導入・推進

#### カ 地方独立行政法人制度の検討

国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討する。

#### (5) 地方行革

事務・事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、定員モデル等を参考にした定員管理の適正化及び給与の適正化等の自主的・主体的な行政改革が推進されるよう、引き続き地方公共団体に要請するとともに、地方公共団体の先進的な取組事例についての紹介に努める。また、地方公共団体の行政評価への取組を促進する。

#### (6) 国と地方との間の人事交流

国と地方公共団体との間の人事交流については、国と地方との関係は対等・協力が基本であることを踏まえ、この趣旨に照らしていやすくも批判を招くことのないよう相互・対等交流の促進を原則として行う。

これを徹底するため、政府部内を通じ一体的かつ統一的な人事管理を推進するための基本方針である「人事管理運営方針」に沿って、地方公共団体の特定のポストに特定省庁からの出向者が長期間続くことによる弊害への配慮、各省庁から地方公共団体の管理職とし

て出向する職員の経験年数への配慮、人事交流実績の公表等の措置を一層強力に講ずる。

### III 規制改革の推進

#### (1) 新たな3か年計画の策定

##### ア 新計画の策定

現行「規制緩和推進3か年計画（再改定）」（平成12年3月31日閣議決定）の着実な実施を図る。

現行計画終了後も規制改革を引き続き推進するため、本年中に予定される規制改革委員会の見解や産業新生会議の議論を踏まえた「経済構造の変革と創造のための行動計画」（平成12年12月1日閣議決定）、IT戦略会議の検討を経て決定される「IT国家戦略」、内外からの意見・要望等を踏まえ、平成13年度を初年度とする新たな「規制改革推進3か年計画」を平成12年度末までに策定する。

##### イ 策定に当たっての考え方

新計画の策定に当たっては、次のようにIT革命の推進など近年の社会経済情勢の変化への対応を重視するとともに、医療・福祉、雇用・労働、教育などの社会システムの活性化に資するものをはじめ、各分野の規制改革の推進に積極的に取り組むとともに、市場機能をより発揮するための競争政策の積極的展開を図る。

また、規制改革の推進に当たっては、例えば、原子力、自動車、乳製品、院内感染、遺伝子組み換え食品等に対する国民の不安、疑念の蔓延状況にかんがみ、特に国民の安全を確保する見地から、企業における自己責任体制を確立し、情報公開等の徹底を図るものとする。

##### (ア) IT関連規制改革

規制改革委員会の見解「ITに関する規制改革について」（平成12年9月20日）やIT戦略会議の検討を経て決定される「IT国家戦略」等を踏まえ、情報通信ネットワークの円滑な整備の実現など情報通信分野における規制改革はもとより、各般の分野においてIT革命の推進のための規制改革を積極的に推進する。

##### (イ) 医療・福祉

i) 医療については、医療を取り巻く環境及び国民のニーズの変化に対応するため、医療の持つ特性を踏まえた上で、医療機関相互の競争を促すことにより、医療サービスの質の向上と効率化が図られるよう検討する。

ii) また、福祉については、少子高齢化の進展に対応するため、多様な事業者の参入、競争等を通じた利用者の選択の拡大、規制の緩和等を進める。

##### (ウ) 雇用・労働

労働者の適正な労働条件の確保、安定した雇用機会の確保や高齢者・障害者の雇用の促進などの目的に留意しつつ、労働市場における事前規制を緩和し、セーフティネットの整備を伴う事後規制への変化を促進するなど経済社会の構造変化や労働者の働き方・就業意識の多様化に対応した規制改革に取り組む。

(エ) 教育

社会の少子・高齢化、情報化、グローバル化が進む中で、このような時代の流れを的確に捉え、教育を受ける児童・生徒・学生が自らの能力や適性に応じて多様な教育を受けられるよう、教育分野の規制改革に取り組む。

(オ) 環境

事業者による情報の積極的な開示や外部不経済の内部化等により、環境への負荷の少ない、循環型社会の形成を促進する。また、環境規制の改革に当たっては、持続的に発展することができる社会を構築する観点からの取組を進める。

(カ) 競争政策

日本経済の活性化、豊かな社会の実現のため、公正かつ自由な競争を促進することとし、独占禁止法等の運用の明確化、執行力の強化等により競争政策の推進を図る。

(キ) 民事・刑事の基本法制

社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。また、その用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。これらの法整備は平成17年度を目途に完了させる。

(2) 電気通信事業における競争政策の在り方

電気通信事業における競争政策の在り方については、NTTの在り方も含め、郵政省の電気通信審議会の審議結果等を踏まえ、法改正を含む所要の措置を講ずる。

(3) 新たな規制改革推進体制

新たな規制改革推進3か年計画の実施状況を監視するとともに、経済社会の構造改革の視点も含めて幅広く規制改革を推進していくため、新たな審議機関を内閣府に置くことについて検討し、規制改革委員会の見解を踏まえ、平成12年度末までに具体的成案を得る。

IV 行政事務の電子化等電子政府の実現

(1) 基本的考え方

情報通信技術の活用と既存の制度・慣行の見直しにより、国民の利便性の向上及び国民に開かれた行政の実現を図るとともに、行政運営の総合性・機動性を高め、その簡素・効率化を進める。

地方公共団体に対しては、同様の観点から電子自治体の実現への取組を要請する。

(2) 国民、企業と行政との間の情報化

ア インターネット等による行政情報の提供

i) 行政情報の電子的提供に関する基本的考え方を平成12年度中に取りまとめ、これに基づき、各省庁は所要の措置を講ずるものとする。

ii) 統計情報等各省庁の情報の一元的提供を可能とするよう、全省庁のホームページにつ

いての総合窓口システムを整備し、平成13年度から運用を開始する。

iii) 行政情報の有効活用等を図るため、地理情報等の電子的提供を推進する。

イ 国民、企業と行政との間の手続の電子化

i) 申請・届出等手続約1万件について、原則として、平成15年度までに、インターネット等によるオンライン化を実現するため、遅くとも平成12年度内に、関係省庁において、目標達成上の課題の解決のための具体的スケジュールと方策を策定する。

ii) 各省庁は、平成13年春から夏にかけて、実施時期の前倒し、手続そのものの簡素化等の観点から現行アクション・プランを見直し、新たなアクション・プランを策定する。

iii) 手続のオンライン化に併せ、行政内部の事務処理手続の電子化を推進する。なお、オンライン化困難なものについて、ホームページに分かりやすく明示する。

ウ ワンストップサービス

i) 行政手続に関する総合窓口システムを整備し、平成13年度から運用を開始する。

ii) 輸出入及び港湾諸手続などの特定分野のワンストップサービスについては、範囲の拡大を推進する。その他の分野についても、国民、企業のニーズを踏まえ、積極的に取り組む。

エ 政府調達手続の電子化

政府調達手続については、非公共事業関係は、平成15年度末までに、公共事業関係は、国土交通省においては、平成13年度までに一部直轄事業、平成16年度までに全ての直轄事業について電子化を図る。その他の公共事業関係省庁についても、国土交通省における実施状況を参考にしながら速やかに電子化を図る。

オ 国庫金事務の電子化

国税、年金の徴収・支払等国庫金事務について、例えば、国税の申告等手続について、平成15年度から、一部税目についてインターネット等による申告を可能とするなど、その電子化を推進する。

(3) 行政の事務・事業の情報化

ア ペーパーレス化

i) 行政事務のペーパーレス化（電子化）の行動計画に沿って、各省庁における内部事務の過半について、平成14年度までにペーパーレス化の実現を図る。

ii) 制度官庁等は、各省庁からの報告等のペーパーレス化について、平成14年度までに講ずべき措置について結論を得て、平成15年度末までに実施に移すものとする。人事院及び会計検査院に関連するものについても、積極的な対応を要請する。

#### イ データベース化等による情報の共有

- i) 行政機関内の各種情報については、積極的にデータベース化を行い、情報共有を進めるとともに、原則として、国民、企業へのオープン化を図る。
- ii) 情報共有等の推進に資するとともに、国民に対する情報公開にも的確に対応するため、各省庁は、行政文書ファイル管理システムを平成12年度中に整備し、総務省は、各省庁の当該システムと連携し各省庁の行政文書ファイル管理簿を横断的に検索できる総合行政文書ファイル管理システムを整備し、平成13年度から運用を開始する。

#### (4) 情報セキュリティ対策その他の環境整備

##### ア 情報セキュリティ対策

不正アクセス、情報漏えい、災害等の脅威から政府の情報システムを防護するため、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成12年7月18日）を踏まえ、各省庁において平成12年中に策定する情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策の一層の充実・強化を進める。

##### イ その他の環境整備

- i) 「国の行政機関における情報システム関係業務の外注実施ガイドライン」（平成12年3月31日）に沿って、積極的に外注を推進する。
- ii) 全ての国民が等しくITの利便性を享受できるようにするため、身近な場所に端末機等を配備して行政手続の電子的サービスを提供したり、誰もが使いやすい機器、システム、ソフトの改善を進める。
- iii) 各省庁における総合的・計画的な情報化を推進するため、官房長又は局長クラスを情報化推進の統括責任者に指名するとともに、新たに「行政情報化推進各省庁連絡会議（仮称）」を設置する。
- iv) 電子政府の主要プロジェクトに関する所要経費や効果などを国民に分かりやすく明示するとともに、電子政府の進捗状況について、毎年度評価し、その結果をインターネットで公表する。

#### (5) 地方公共団体における行政情報化の推進

- i) 地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークについて、平成15年度までの構築を要請する。また、速やかに霞が関WANとの接続を図る。
- ii) 平成12年度に国の行政機関の認証システムと整合性のある地方公共団体の組織認証システムの検討を行い、平成15年度までの構築を要請する。
- iii) 地方公共団体による個人認証システムについて、平成15年度までの運用開始を目指し、その構築に向けた検討を行う。
- iv) 国は、地方公共団体が処理する申請・届出等手続のオンラインによる実施を可能とするため、法令等の整備、実施方策の提示等を行うなどの環境整備を推進する。また、地方税申告等地方公共団体が行う自治事務等に関するオンライン化については、政府の取

組方針を平成12年内に策定する。

#### V 中央省庁等改革の的確な実施

##### 1 省庁再編のメリット発揮等

###### (1) 組織統合に伴う運営・施策の融合化

###### ア 基本的考え方

今回の中央省庁等改革においては、高い視点と広い視野からの政策立案機能を発揮させ、縦割り行政の弊害を排除するため、大括り再編成を行うこととしており、再編後の新府省においては、組織統合のメリットを十分に発揮することが必要である。

このため、今後、以下の新府省ごとの組織統合に伴う運営・施策の融合化の方針により対応していくこととする。あわせて、施策の一体的、効果的、効率的な実施を図るほか、窓口の一体化による利便性の向上など行政サービスの質的向上も推進する。また、費用対効果の観点も踏まえ、重複・競合している事業・サービスの整理を図る。

#### イ 運営・施策の融合化の方針

##### (ア) 国土交通省

国土交通省は、国土の総合的、体系的な利用・開発・保全、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進等を任務として設置されるものであることにかんがみ、以下の方針により融合化を推進する。

- ① 全国計画から北海道等地方計画、都市計画までを体系化し、また、基幹的交通ネットワークから身近な居住環境整備までを対象として、都市と地方を通じて安全でバランスのとれた国土の適正な整備・管理を戦略的に展開する。
- ② 陸・海・空にわたり、交通施設の整備、交通サービス等のハード・ソフトが一体となった総合的な交通体系の整備を推進する。
- ③ 事業間の連携、費用対効果分析による事業評価、コスト縮減、入札契約制度の一層の改善等により、社会資本の総合的、効率的な整備を推進する。
- ④ 港湾建設局と地方建設局を統合した地方整備局の設置により、地方ブロック単位の総合行政を展開する。

##### (イ) 厚生労働省

厚生労働省は、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進と、働く環境の整備、職業の安定、人材の育成を総合的・一体的に推進することを目的として設置されるものであることにかんがみ、以下の方針により融合化を推進する。

- ① 高齢者も社会に参加し、安心して自立した生活を送ることができる明るく活力ある高齢社会を実現するため、年金、雇用対策、生きがい対策をあわせた施策を展開する。
- ② 育児休業制度、保育対策など、家庭、地域、職場を総合的に捉えた少子化対策を推進し、仕事と子育ての両立を支援する。
- ③ 障害者等の生活支援と就業支援を一体的に行う拠点づくりを推進し、障害者福祉

施策と障害者雇用施策を一体的に推進する。

④ 地域・職域を通じた健康と安全の確保のための施策を一体的に推進する。

⑤ 社会保険料及び労働保険料徴収事務の一元化

中央省庁等改革基本法第25条における新省の編成方針を踏まえ、社会保険料及び労働保険料に係る徴収事務の一元化に向けて、社会保険及び労働保険の双方の事務処理の見直しを行い、平成13年度以降可能なものから逐次実施する。併せて、社会保険職員及び労働保険職員について、相互の制度に関する教育研修を推進する。

また、保険料徴収事務の一元化に向けた見直しに関し法律改正が必要となる事項についても検討を進め、基本的方向について結論を得た上、社会保険又は労働保険の制度改正に合わせて、可能なものから所要の措置を実施する。

(ウ) 文部科学省

文部科学省は、未来への先行投資として、我が国の存立基盤たる創造的な人材の健全な育成、学術・文化等の振興、科学技術の総合的な振興などを図ることを任務として設置されるものであることにかんがみ、以下の方針により融合化を推進する。

① 科学技術及び学術の融合による研究開発の高度化等を図るため、情報・ライフサイエンス・加速器・宇宙分野を始めとして基礎から応用・開発に至る同一分野の研究開発を一体的に推進する。

② 教育立国・科学技術創造立国を目指して、教育と科学技術の融合による創造的な人材育成等の施策を一体的に推進する。

③ 産学官連携施策等、同種の目的の科学技術施策と学術施策を一体的に推進する。

(エ) 総務省

総務省は、行政の基本的な制度の管理運営、地方自治制度の管理運営、電気通信・放送行政、郵政事業等を一体的に推進することを目的とし、内閣及び内閣総理大臣を補佐する役割を担うものとして設置されるものであることにかんがみ、以下の方針により融合化を推進する。

① 地方分権の一層の推進を図るとともに、国・地方を通じた行政制度の整備、行政改革を推進する。

② 電子政府・電子自治体の構築などの国・地方を通じた行政の情報化、国・地方・民間の各レベルにわたる情報通信ネットワークの整備・高度化とその利用環境の向上など官・民を通じた情報化戦略を推進する。

③ 国民の利便に直結するワンストップサービスなど地方公共団体と郵便局の協力等を推進する。具体的には、ア) 地方公共団体の業務のうち郵便局と連携することにより、より効率的な行政サービスが提供できるものの範囲、イ) 具体的な業務について連携を実施する上で検討すべき法的課題、ウ) 地方公共団体と郵便局が連携する場合におけるその他の課題、について検討し、実施可能な施策から試行的に実施する。

(オ) その他の組織の統合

上記(ア)から(エ)のほか、従来の複数省庁にまたがる組織の統合を行ったもの等についても、以下の方針により融合化を推進する。

i) 廃棄物行政（環境省）

廃棄物行政については、環境省において、従来環境庁が担ってきた事務に加え廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務などを所管することとなることを踏まえ、廃棄物対策を一層効率的に講ずるとともに、排出抑制から減量化、リサイクル、中間処理、最終処分までの全体を見据えた循環型社会構築に向けた施策を推進する。

ii) 原子力行政（経済産業省）

原子力行政のうち、発電用原子力施設に関する安全規制等と原子力に係る製錬・加工・貯蔵・再処理・廃棄事業に関する安全規制等については、経済産業省が一次規制等を一元的に行うこととなることを踏まえ、これらの原子力に係る安全確保を明確な責任体制の下で推進する。

また、特定放射性廃棄物処分に関する技術開発、事業化に係る業務等を一体的に推進する。

iii) 政府開発援助（外務省）

政府開発援助については、在外公館を有し、国際協力事業団等を監督する外務省が全体的な企画等について政府全体を通ずる調整の中核としての機能を担うこととなることを踏まえ、現地の実情等を踏まえた事業の迅速かつ効果的な実施、関係府省間の協力関係の緊密化等により、その効率的な推進を図る。

iv) その他

上記以外の府省についても、それぞれ内部組織の統合等に伴う運営・施策の融合化を推進するものとする。

ウ 当面の施策融合措置の公表等

イの方針に沿って、当面実施する既存施策の統合・連携、新規施策等の措置は、平成13年度予算編成後速やかに公表する。

(2) 新府省体制への移行に伴う組織・定員の縮減

行政の減量・効率化を始めとする中央省庁等改革の本旨に沿って、平成13年1月6日の新府省体制への移行等により、下記を始め、国の行政組織の整理及び簡素化並びに定員の削減を行う。

ア 官房及び局の整理

新府省体制への移行時において、府省の内部部局として置かれる官房及び局を、移行前（平成11年度末）の127から96に整理する。

イ 課室の整理

新府省体制への移行時において、府省、その外局及び警察庁の内部部局に置かれる課及びこれに準ずる室を、移行前（平成11年度末）の1166から995に整理するとともに、府省編成後の5年間において、できる限り900に近い数とするよう努める。

#### ウ 審議会等の整理

新府省体制への移行時において、審議会等を移行前（平成11年度末）の211から106に整理する。

#### エ 定員の削減

組織の統合等による定員の合理化を行い、新府省体制への移行時において、465人を削減する。

### (3) 郵政事業

#### ア 郵政公社への移行

郵政事業については、平成15年中に中央省庁等改革基本法第33条に規定する国営の新たな公社を設立する。このため、所要の法律案を平成14年の通常国会に提出する。

#### イ 郵便事業への民間参入

中央省庁等改革基本法で定められた郵便事業への民間事業者の参入については、郵政公社化に併せて実現することとする。

### (4) 実施庁に係る措置

各府省において、実施庁の長に権限が委任された事務の実施基準等を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を毎年評価して公表する。

## 2 行政の組織・事務の減量・効率化

### (1) 減量・効率化

中央省庁等改革基本法、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定。以下「減量効率化計画」という。）等に沿って、廃止、民営化、民間委託、独立行政法人化等の行政の減量、効率化等を引き続き着実に推進することとし、毎年度の予算編成過程において、逐次その具体化を図る。

その際、上記12(6)に従い、企画立案と執行の分離を進めるとともに、執行事務については独立行政法人化を進め、公務員でなければ取り扱えない事務以外は外部委託等を活用する。

### (2) 独立行政法人への移行

減量効率化計画に基づき、①国立公文書館等の国の事務事業の57の独立行政法人への移行（平成13年4月）を通則法及び各独立行政法人の設置法等に即して着実かつ円滑に実施するとともに、②駐留軍等労働者の労務管理等事務の独立行政法人への移行（平成14年4月）及び統計センター（統計研修所を除く。）の独立行政法人への移行（平成15年4月）

の準備を円滑に進めるほか、以下の措置を講ずる。

#### ア 自動車検査

自動車検査（検査場における検査）については、平成14年9月に独立行政法人に移行する。

#### イ 造幣事業及び印刷事業

減量効率化計画に基づき、平成15年度前半に予定されている独立行政法人への移行が円滑に実施できるよう、通貨の安定的かつ確実な供給、通貨に対する信認の保持など、通貨製造業務の特殊性を考慮し、その特殊性に基づく安定的な雇用関係に配慮しつつ、引き続き必要な検討を行い、所要の法律案の立案等、着実に移行のための準備を進める。

#### ウ 国立病院・療養所

国立病院・療養所については、

① 昭和61年当初再編成計画の未実施施設（37施設）について、速やかに移譲、統合又は廃止を実施する

② 平成11年3月の再編成計画見直しによる追加対象施設（12施設）について、平成13年度末を目途に施設の廃止を含む対処方を決定し、着実に実施する

とともに、平成16年度に、各施設毎に業績評価ができるよう区分経理する単一の独立行政法人に移行することとし、そのための個別法案を平成14年の通常国会に提出する。

#### エ 国立大学及び大学共同利用機関等

国立大学及び大学共同利用機関等の独立行政法人化については、平成15年までに結論を得ることとされていることを踏まえ、大学等の自主性を尊重しつつ、大学改革等の一環として検討するため、平成13年度中に有識者等による専門的な調査検討の結果を整理する。

#### オ その他

食糧事務（食糧検査は民営化）、動物医薬品検査所、船舶検査、航空機検査及び無線等検査については、減量効率化計画における各事務及び事業の考え方を踏まえ引き続き検討を進める。その他の事務及び事業についても引き続き検討を進める。

### (3) 定員の削減

定員については、「新たな府省の編成以降の定員管理について」（平成12年7月18日閣議決定）に基づき、行政需要の変化に対応し、その適正配置を進めつつ、平成22年度までの間に、少なくとも10%の計画的削減を行うとともに、独立行政法人への移行、新規増員の抑制等と併せて、25%の純減を目指した定員削減に最大限努力するものとする。

### (4) P F I の推進

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の制定を踏まえ、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に社会資本整備を行うため、関係省庁における実施方針の雛型の早期提示、先導プロジェクトの発掘等PFI事業の具体化及び今後の積極的活用に向けた取組を推進する。

(5) 民間と競合する公的施設の改革

国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設で、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。）について、「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年5月26日閣議決定）に従い、平成13年度予算編成過程等において厳しく対処する。

VI 既往の閣議決定等の推進

以上のほか、行政改革の推進に関し、引き続き、中央省庁等改革基本法及び行政改革会議最終報告に沿った改革を始め既定方針に基づく諸改革の前倒しを含む着実、迅速な実施を図るほか、臨時行政調査会、累次の臨時行政改革推進審議会及び行政改革委員会の答申等において提起され今後において改革の推進を要する諸問題並びに行政監察及び行政評価等（政策評価を含む。）による勧告等並びに会計検査院の決算検査報告における指摘事項についても、所要の施策の検討、具体化に努める。

VII 今後における行政改革の推進体制

本大綱に定められた改革事項について今後平成17年（2005年）までの間を一つの目途として集中的な実施を図るため、内閣総理大臣を本部長とする新たな行政改革推進本部を内閣に設置することとする。

また、政府は、毎年度本大綱の実施状況に関するフォローアップを行うこととし、その結果を同本部に報告するとともに公表する。